

坊といひ、同く長福寺の名を襲ひ、赤部長福寺の住職常に之れが輪番たり。後、一如上人の長子一圓院深諱當院に入るといへども、幾もなく箸尾教行寺に轉じ、再び赤部長福寺の歴世住職寺務を掌理して、以て現代に至れり。

三 堂 宇

現在の本堂は寛文三年二月廿七日落成する所にして、梁行五間、桁行亦五間にして、三方に幅一間の椽を附す。其他若干の建物あり。

第八節 八尾別院

一 位置及寺域

八尾別院は、河内國中河内郡八尾町に在りて大信寺と稱す。現在の寺域面積三千二百六十二坪なり。

二 由緒及沿革

慶長十二年三月、徳川家康、河内國若江郡八尾莊の内方四町を以て教如上人に寄せ、一字をこゝに創建せしめ、號して大信寺と稱す。是を當院の濫觴となす。而し

て家康伏見桃山城の鼓樓を當院に移し、片桐市正をしてその役を督せしむ。

爾來、本山連枝を下して住職となす。然れども住職は常に本山に在りて法主の寺務を輔佐し、當院の寺務は輪番を置きて之を處理せしむ。萬治三年、第二世宣縁の時に當りて現今の地に移轉し、舊製の地方四町を幕府に還す。幕府更に現今の地五反六歩を寄せ、元祿十年該地除地の旨を下す。天明八年正月京師大火、本山類焼の運に罹るや、當院の本堂を京都に移し、以て本山の假本堂となし、寛政十一年十二月再び還付せらる。現在の本堂即是也。

三 堂 宇

名稱	桁 行	梁 行	建築年時
本 堂	十七間	十五間	萬治三年 <small>天明八年解崩 寛政十一年再構</small>
廣 間	十一間三尺	八間	弘化四年
書 院	八間	四間	萬治三年
鼓 樓	四間	四間	桃山城より移す

其他省略	鐘樓	二間	二間	慶長十三年 <small>萬治三年</small>
	庫裏	十一間三尺	九間	慶長十三年 <small>文政十一年</small>
	客室	九間	四間	明治二十四年
	茶所	八間	四間	文政十年

### 第九節 堺別院

#### 一 位置及寺

堺別院は、和泉國堺市櫛屋町東四丁に在りて、現在の寺域面積は千四百二十七坪なり。

#### 二 由緒及沿革

當院は、もと眞言宗に屬して羅漢院と稱せり。慶長七年夏、院主善順房、教如上人に歸して眞宗に改め、之を上人に寄す。是を當院の濫觴となす。爾來歲を逐ふて堂

宇を興し、明治二十年本堂炎上して後再び之を建つ。

#### 三 堂宇

其他省略	本堂	十五間	十四間
	庫裡	九間	十三間
	廣間	八間	十三間
	鶴之間	四間	七間
	書院	三間	九間
	鐘樓	二間三尺	二間三尺
	鼓樓	三間	三間
	茶所	三間	四間
	總會所	五間三尺	四間

### 第十節 難波別院

#### 一 位置及寺域

難波別院は、大阪市東區北久太郎町四丁目五十八番地に在りて、現在の寺域面積六千一百十九坪三勺四才なり。

#### 二 由緒及沿革

文祿三年、教如上人故ありて、職を弟光昭に譲るや、翌四年、攝津西生郡渡邊の地を相し、石山舊縁の故を以て、佛閣を此地に再興し、稱して大谷本願寺といふ。當時鑄造の鐘銘に曰く

大谷本願寺

文祿五丙申曆 第四日

大工我孫子杉本

朝臣佛善左衛門尉家次

と、此鐘、今現に當院に傳ふ。形狀洪大、以て當時伽藍の規模を想はしむ。慶長三年、當

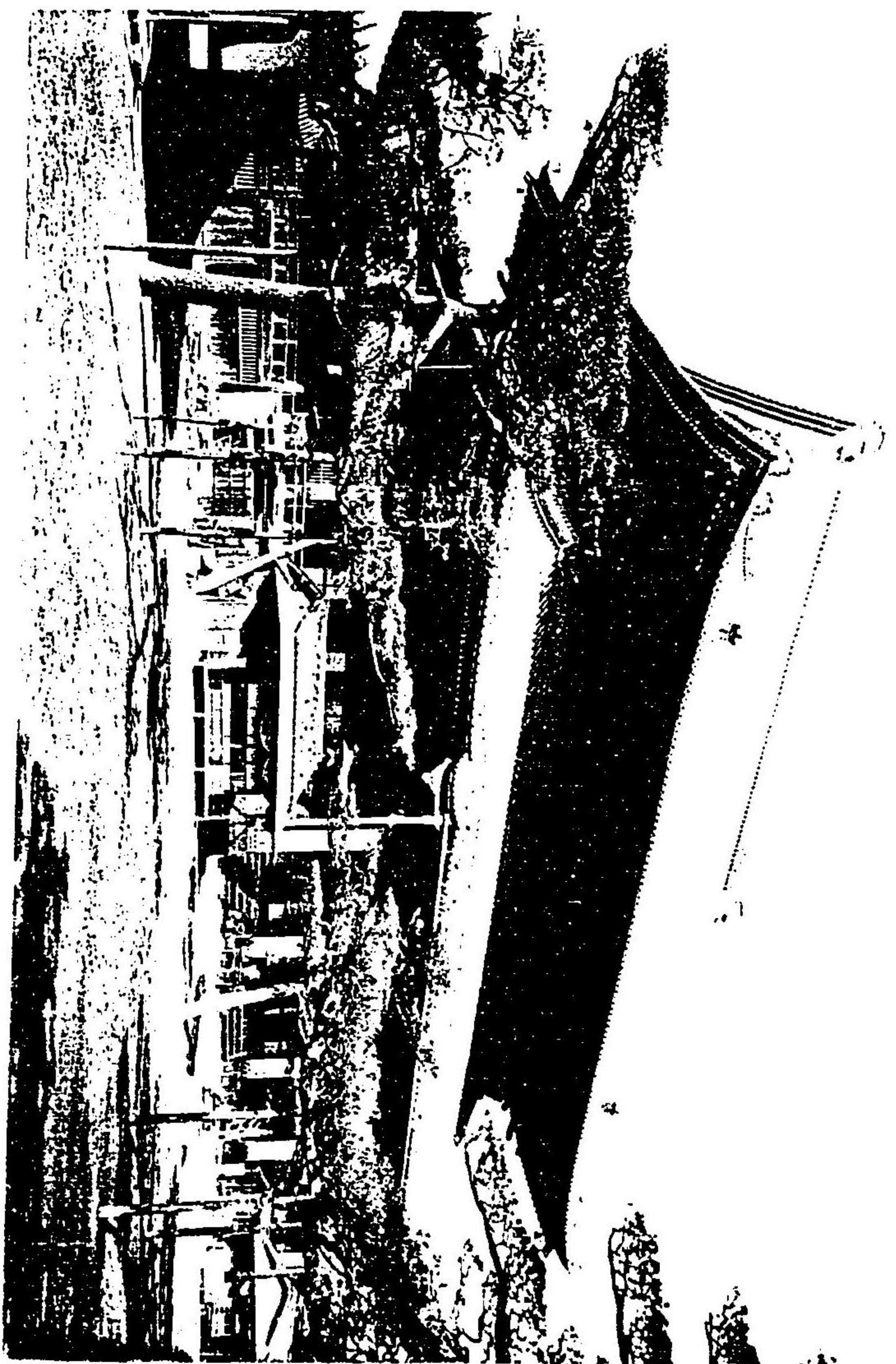


圖 說 皇 朝 文 獻

地町制の革整に際して、之を難波の地に移す。是を現在の境内とす。寺域は當時の領主の付與する所にして、四年二月、土木の工事を始め、八年三月に至りて落成、二十四日移徙供養の法會を營む。時人呼びて難波御堂といふ。同七年、教如上人徳川家康の意を受けて、歴世の職に復し、本寺を洛陽烏丸に興すや、當寺を以て別院となし、長泉寺明寂をして之が留主職たらしむ。明寂の後、明哲、明儼、明行相次ぎて寺務を執りしが、寛文十一年十一月に至りて、留守職を廢して、輪番を派遣す。

天和二年、朝鮮使節を我國に遣はすや、公府當院を以て館舎に充つ。寶永二年、本堂の改築を企て、之が裁可を公府に請ふ。曰く

口 上

御門跡様被申候者、當地難波御坊及被損候間、致再建度被存候、依之、御堂間致梁行十六間桁行十八間、京都本寺之通二重屋根建立致度被願入候。以上。

西 四月十八日

難波御堂輪番 最 勝 寺

大阪御奉行所

と、以て其計劃の宏壯なることを觀るべき也。公府直に之を許すや、翌年八月廿八日工事に着手し、更に公府に對して寺域を擴張せんことを請ふ。曰く

御門跡發申候者、當地雖波御堂再建ニ付、唯今迄有來候坊内凡南北八十四間、東西四十七間御座候。且又、屋鋪尻繪圖之通、南渡邊町之方表口三十四間二尺、裏行十一間、上離波町之方表口十四間二尺、裏行十二間より十三間まで、水櫃之通買添、爲火除御堂坊内に仕度被願存候間、以使僧被申入候。以上。

戊 十一月十八日

離波御堂輪番 殿 藤 寺

御奉行所

と。翌年二月公府之を許す。是に於て從來の寺域四千十二坪七合六勺に加ふるに千百四十七坪二合五勺を以てし、合して五千百六十坪となす。正徳二年八月廿八日。本堂上棟の式を行ふ。爾來相次ぎて殿舎を興し、結構恰も城廓の如く、堂宇巍然として大坂の偉觀をなすに至る。

三 堂 宇

本堂	四二二、五	香部屋	七四、一
造合廊下	二六、五	廣間	二二九、一七二五
用場	四三、五	玄關	一九、二五

高廊下	五一、七五	休息所	一三、五
新居間 <small>通解新御殿</small>	四六、八 <small>文化五年建築</small>	浴室及附屬	二五、一五
居間 <small>通解古御殿</small>	三八、六二五	膳所	一〇、五
書院	八四、三七五	勘定所	二八、一
膳場	六五、五	松竹菊之間	七一、八七五 <small>傳言桃山殿拜領</small>
内玄關	二〇、	臺所別席	一四、四五 <small>明治年間建築</small>
臺所	一一七、七二五	倉庫	三六、
院内即應寺	三七、二六二五	南穴門	四、五
南納家	三〇、	東長家	七〇、二五
輪番所	五四、二五	門番所	一〇、
臺所門	六、二五 <small>傳言桃山殿臺門拜領</small>	第一寄合所	二六、一五五
茶所	三八、一一二五	第二寄合所	二八、四五
第三寄合所	六四、三三	第四寄合所	八九、二一
第五寄合所	四〇、二六八七	經藏	一六、 <small>高麗版大藏經を藏す</small>

其他數棟の建物あり。

#### 四 支院

當院に支院一あり、大阪市北區西野田に在りて、清淨山極樂寺といふ。天文三年十二月、當地の信徒協力して創建する所にして、延寶二年四月、本山寺號を許可し、享保三年十月、當院の支院となる。現在の寺域一反三畝十五歩にして、本堂五十四坪、庫裏四十八坪、其他鼓樓、鐘樓等若干の建物を有せり。

### 第十一節 天滿別院

#### 一 位置及寺域

天滿別院は、大阪市北區(天滿)岩井町二丁目に在りて、現在の寺域面積二千五百〇三坪六合九勺なり。

#### 二 由緒及沿革

明應五年、蓮如上人、當地石山の地を相して一字を創め、顯如上人に至りて、織田信長の來攻に遭ひ、天正八年四月、勅によりて、紀州に退く。天正十三年閏八月十三

日、當地門末の請に應じて、法嗣教如上人と共に天滿川崎の里に移住し、時人呼びて、天滿本坊、或は川崎本山と稱す。天正十九年閏正月、豊臣秀吉、顯如上人の請に應じて、洛陽堀川の地を寄付し、寺基を此處に移さしむ。上人移るに當りて、本尊を當地に遺す。本尊は蓮如上人の奉安する所にして、現在の本尊即是也。慶長十六年、教如上人、徳川家康の勸によりて、舊趾を再興し、寺域を擴張し、堂宇を増築して、本山の掛所となす。爾來、享保九年三月、安永六年十二月、天保八年二月、三度類焼の厄に罹り、堂宇悉く烏有に歸す。弘化四年九月、本山假本堂を下附す。現在の本堂是也。

#### 三 堂宇

本堂は、勾欄眞々方十八間、廣間は方七間なり。御殿に東書院、西書院の二棟あり、西書院は嘉永年間に建つる所なりといふ。鼓樓は弘化年間の建築にして、鐘樓は明治二十七年五月、本山の假鐘樓を移したるものなり。梵鐘は明治四十三年三月の改鑄にして、口徑四尺八寸、重量約一千貫なり。其他、臺所、茶所、玄關門、本堂門、臺所門、及講舍、詰所八棟あり。

### 第十二節 茨木別院

#### 一 位置及寺域

茨木別院は、攝津國三島郡茨木町大字茨木字東突抜町に在りて、現在の寺域面積一千八百三十八坪なり。

#### 二 由緒及沿革

當院は教如上人の創立する所なり。當時茨木は京都大阪の通路にして、上人常に此間を往復し、大坂下向の際は當地に宿泊するを例とせしが、後、一字を此處に創めんとするや、城主片桐且元城内の地一部を割きて上人に寄す。慶長八年堂宇を興し、同年十一月落成、教如上人親臨して報恩講を修す。是を當院の濫觴となす。爾後百餘年を経て、寶曆八年再建を企て、同十三年落成、現在の本堂是なり。

#### 三 堂宇

名	稱	桁	行	梁	行
---	---	---	---	---	---

本堂	書院	御殿	庫裡	客殿	僧侶詰所	講社詰所	茶所	輪番所	其他省略
十五間 <small>椽外</small>	六間	五間	七間	五間	七間	六間	七間 三尺	四間	
十四間 三尺 上同	三間	二間 三尺	三間	三間	三間	二間 三尺	三間	三間	

#### 四 支院

當院に支院一あり、



名稱	所在地	創立年月	建物面積
山田支院	三島郡山田村大字山田上	享保五年十月	二十一坪

### 第十三節 桑名別院

#### 一 位置及寺域

桑名別院は、伊勢國桑名郡桑名町字寺町に在りて本統寺と稱す。現在の寺域、三千百四十二坪なり。

#### 二 由緒及沿革

元龜元年、織田信長大舉して本山を大阪に攻むるや、遠近の門葉、争ふて命に奔り、死を以て之が防禦に力む。この時に當りて、尾濃勢の地未だ徒頗る多く、香取法泉寺、高須眞宗寺、及當地最勝寺等、之が傳令を司りしが、桑名の地は水陸の要津にして、且尾張に接するを以て、此等の僧徒相議して、此地三崎に一字を創め、諸地の末徒參會して本寺の令を傳ふるに便ならしめ、且つ當地不時の戰亂に備ふ。時人呼

びて今寺と稱す。是を當院の濫觴となす。後、教如上人の職に復するや、當地に掛所を興さんとして、堂衆某を使はして尾濃勢の僧俗を勸誘せしむ。宗徒直に命を奉じて、更に三崎に堂宇を興し、以て三國の録所となし、上人の息女長姫を迎へて寺務代となす。時人これより桑名御坊と稱す。

寛永の初年、宣如上人の嫡男宣慧を迎へて長姫の養子となし、本寺の住職となす。寛永二十年逝去。慶安の初、琢如上人の二男琢恵を迎ふ。延寶年中、境内火を失して堂宇悉く回祿。後本堂を再建す。現在の堂是也。貞享元年、琢恵住職を辭するや、本山琢如上人の第十一子八尾大信寺住職常智をして兼務せしめ、元祿三年、常智兼務を辭するや、爾來住職を廢して輪番を置き、以て寺務を掌理せしむ。

#### 三 堂 宇

本堂、方十間、建立年時詳ならずといへども、百五十年を経たるべしといふ。廣間桁行八間三尺、梁行九間亦建立年時を詳にせず。其他若干の建物あり。

### 第十四節 名古屋別院

## 一 位置及寺域

名古屋別院は、名古屋市中區下茶屋町に在りて、現在の寺域面積一万七千七百六十四坪餘なり。

## 二 由緒及沿革

當院は、元祿五年一如上人の創立する所なり。往昔、天正九年八月、京都二條泉龍寺祐堅、自院の支坊を當國海東郡蟹江町に起し、亦同く泉龍寺と名け、慶長十年に至りて之を名古屋袋町に移す。是を當院の濫觴となす。慶長の末年、宣如上人の襲職以後、本山の寺基定まりて諸地に掛所を設くるに至るや、尾張の教風漸く盛にして藩政亦其緒に就きしを以て、門末統御の必要より掛所創立の機運漸く熟せんとす。貞享四年四月に至り、名古屋の末寺崇覺寺宗教、光蓮寺是春、長圓寺了山、圓明寺了雲、慶榮寺圓流、正願寺超流、九日講信徒若干人と共に、御坊建設の議を本山に請願せり。一如上人之を嘉納したまふや、請願の末寺及門徒、堂衆法林坊休可と謀り、尾藩寺社奉行の内意を得て、泉龍寺支坊を改めて本山掛所となすべきことを議し、泉龍寺祐延の同意を得て、茲に御坊創建の方針を確定するに至れり。

是に於て、本山の連枝水戸願入寺惠明院より水戸藩主を経て、尾藩主徳川光友に事情を陳せしむ。光友之を嘉納して、元祿三年七月、寺社奉行田邊彦四郎を以てその意を本山に通ず。本山乃袋町泉龍寺支坊を改めて本山掛所となし、開唱寺某を派遣して輪番たらしめ、從來奉安したる本尊等を泉龍寺に還付し、本山寶庫に藏したる安阿彌作の阿彌陀如來木像一軀を下付して、十月十九日より五日間、移徙供養の法筵を設く。是に至りて尾州全國の道俗翕然として心を一にし、幅下正覺寺の如きは、佛光寺派より歸屬して教勢大に振ふ。

然りといへども、當院は舊泉龍寺の支坊にして、境域東西僅に二十間、南北亦之に准し、全國崇敬の御坊として規模甚だ狭小なるを以て、元祿三年十月、六個寺、九日講信徒、輪番開唱寺と共に之を該藩の寺社奉行に訴ふ。十一月、寺社奉行より敷地寄付の内意を得るや、直に之を本山に通じ、本山、使僧憶念寺某を派して公に之を藩主に請はしむ。藩主光友、直にその請を容れて、古渡村明地の内、東西百八間、南北九十三間の地を寄せ、別に南側表に幅二間、長二十間餘、門前に東西十二間餘、南北六十二間餘を加へて、以て除地に充てしむ。此地、往古織田信秀の城趾にして、即

現在の境内なりとす。

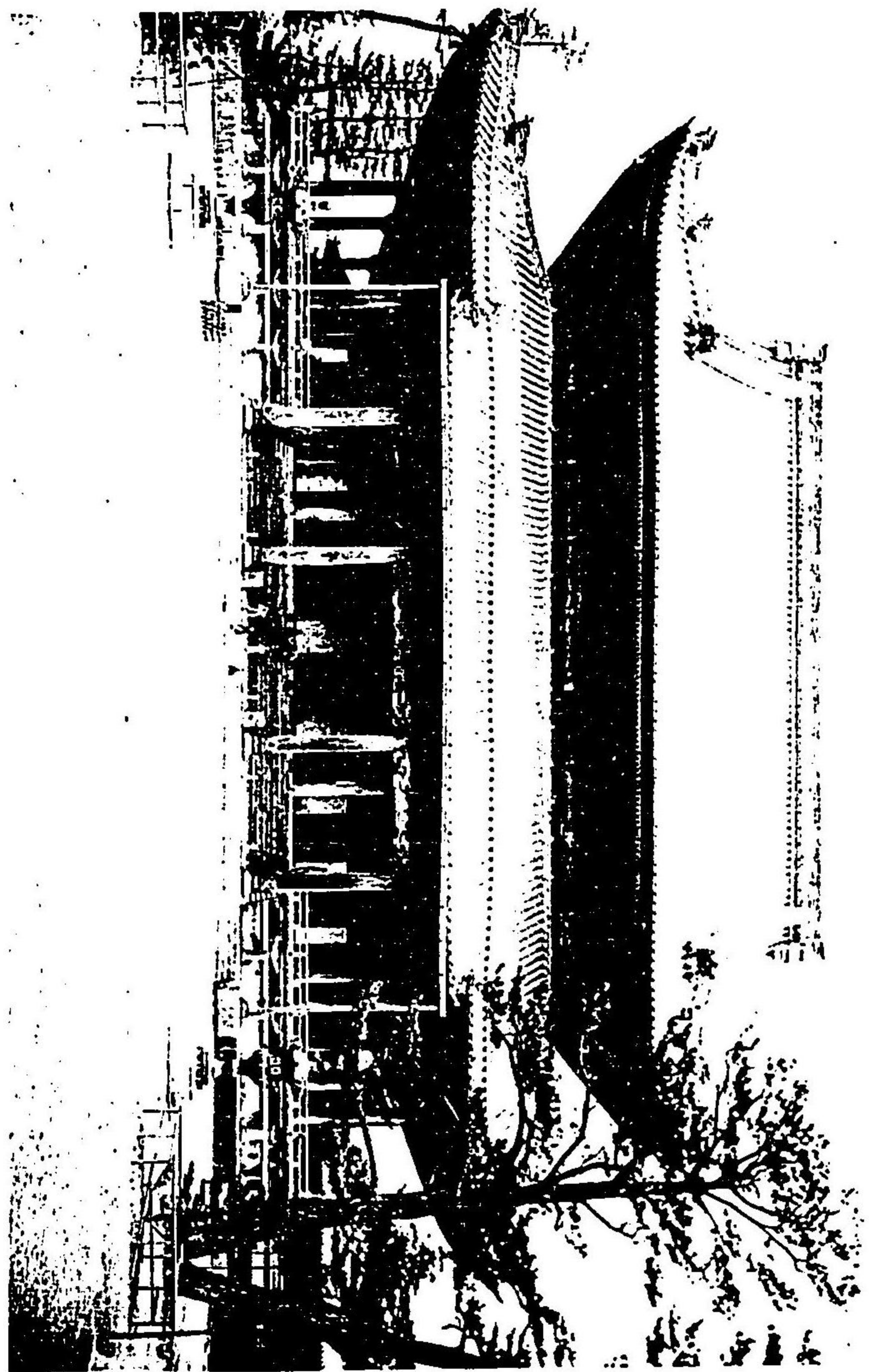
四年十一月、本堂起工の式を擧ぐ、五年六月、一如上人勸章を下して尾張の門末に諭し、力を致して工事を助けしむ。その文にいはいはく

態と染筆候。しかれば、尾州名護屋において末寺造替の事思立候。各こゝろを添られ成就候やうに頼込候。これさらに名聞利養を本とせず、皆々集合して信心の沙汰をせられ候はゞ、ひとへに法縁相續の基ともなるべき故なり(下略)

と、六年四月に至りて工事落成し、七月移徙供養の法會を開き、本山使僧として長覺寺噫慶をして之に列らしむ。

九年、本堂の改造を企て、二月二十七日工事に着手し、十三年九月起工の式を擧げ、十五年閏八月二十八日上棟の式を行ふ。廣袤、梁行十四間半、桁行十五間、真如上人親ら棟札を書きて之を賜ふ。十月十八日移徙供養の法會を修し、本山使僧淨眞寺を派して之に列せしめ、參會の僧侶三百に上り、遠近の門葉雲の如く集る。享保六年鐘樓成り、爾來、鼓樓、庫裡、玄關、大門、總門、經藏、年を逐ふて落成せり。

文化二年、再び本堂の改造を企て、十月十五日起工の式を行ふ。之を現在の大堂



大 學 世 界 文 學

となす棟梁は名古屋の工匠伊藤平左衛門なり。十年三月、遠如上人勸章を下して、尾張及美濃近江三河の繙案に諭し、以て工事を助けしむ。文にいはいはく

抑、尾州名護屋の末嗣は、元禄五年のいにしへ一如上人の草創たり。然れば、そこばくの星霜を経て漸破損に及びしあひだ、去る文化のはじめ、門業の懇願にまかせ、再建の託を許容しぬ。しかし、よりこのかた、速に懇志をほこぶといへども、いまだ成就の期もはかりがたきよし、なげき思ふことにはさふらふ。夫につき、是より後は門業の業一同に打うるほふて、信心堅固の志をばげまし、彌懇念のまことを抽て、すみやかに再建成就しきふらふやうにとたのみ思ふことにさふらふ。されば門下の面々、自他一味の懇情によりて、不日に造営の功成就ならしめ、各其道場へ來集して法義相續さふらはば、報恩謝徳の經營にも相備はり、且は予が満足是に過ぐべからずさふらふ(下略)

と。文政五年十一月上棟、遠如上人親ら棟札を書きて之を賜ふ。重層の伽藍、巍然として雲間に聳え、壯觀之を金城の天主閣に比す。六年十一月十五日遷佛、次ぎて兩日慶讃供養の法筵を行ふ。參拜の道俗雲集して、道風大に揚る。天保七年對面所成り、十四年玄關門成る。

明治十一年、天皇陛下東海諸國を巡幸したまふや、當院を以て行在所となし、

となす棟梁は名古屋の工匠伊藤平左衛門なり。十年三月、達如上人勸章を下して尾張及美濃近江三河の細素に諭し、以て工事を助けしむ。文にいはいはく

抑尾州名護屋の末利は、元祿五年のいにしへ一如上人の草創たり。然れば、そこばくの屋霜を経て漸破損に及びしあひだ、去る文化のはじめ、門葉の懇願にまかせ、再建の機を許容しぬ。しかしよりこのかた、遂に懇志をばこぶといへども、いまだ成就の期もはかりがたきよし、なげき思ふことにさふらふ。夫につき、是より後は門葉の眾一同に打うるほふて、信心堅固の志をばげまし、彌懇念のまことを抽て、すみやかに再建成就しさふらふやうにとたのみ思ふことにさふらふ。されば門下の面々、自他一味の懇情によりて不日に造營の功成就ならしめ、各其道場へ來集して法義相續さふらは、報恩謝徳の經營にも相備はり、且は予が満足是に過ぐべからずさふらふ(下略)

と。文政五年十一月上棟、達如上人親ら棟札を書きて之を賜ふ。重層の伽藍、巍然として雲間に聳え、壯觀之を金城の天主閣に比す。六年十一月十五日遷佛、次ぎて兩日慶讃供養の法筵を行ふ。参拜の道俗雲集して道風大に揚る。天保七年對面所成り、十四年玄關門成る。

明治十一年、天皇陛下東海諸國を巡幸したまふや、當院を以て行在所となし、

十月二十五日より蹕を駐めたまふこと四箇日、書院新御殿を以て寢御に充つ。十三年、西京に行幸したまふや、亦當院を以て行在所となし、六月十日より七月一日に至るまで輦を駐めたまひ、二十年、皇后陛下と共に西京に行幸したまふに方りて、二月二十一、二の兩日亦當院に輦を駐めたまへり。二十三年、陸軍大演習を尾參の野に行ふや、天皇陛下親ら之を統監したまひ、當院を以て大本營に充て、皇后陛下と共に蹕を駐めたまふこと三月二十八日より四月五日に至り、後京都に幸して歸途再び駐輦兩日に及へり。二十七年、國家兵を清國に用ひ、天皇陛下大轡を廣島に進めたまふや、九月十三日當院に駐輦したまひ、翌年、皇后陛下亦廣島に向ひたまふや、三月十一日同く當院に駐宿したまへり。以上、是を當院の略沿革となす。

三 堂 宇

一 本堂

本山大師堂を模し、二重屋根伽藍造にして南面なり。本尊木像は湛慶の作といふ。文化二年十二月十五日起工、同十四年十一月四日立柱、文政五年十一月一日上

棟、六年十一月十五日遷佛、廣袤、桁行十五丈二尺二寸八分、二十五間二尺二寸八分、梁行十四丈三尺七寸七分、二十三間五尺七寸七分也。

二 大門

樓上に殿如上人彫刻の釋迦、彌勒、阿難の三尊を安置し、正面に同上人筆大慈往還四大字の匾額を掲ぐ。實曆三年四月二日起工、同七年落成、廣袤、梁行二丈九尺四寸、四間五尺四寸、桁行四丈八尺〇九分、八間九分、敷石面七丈六寸九分也。

三 經藏

二重屋根、外部白墾造りにして轉輪藏なり。明版一切經を藏す。寛政七年二月二十七日落成、廣袤、方五間四尺なり。

四 鐘樓

享保六年落成、廣袤、方二間六寸なり。洪鐘は元祿五年五月の鑄造にして、長六尺徑三尺五寸、口厚四寸、銘は一如上人の親書なり。

五 鼓樓

享保十一年九月二十日落成、東西五間二尺、南北四間二尺なり。

六 殿舎

名	稱	桁	行	梁	行
新御殿	御殿	七間二尺		五間四尺	
古御殿	御殿	七間三尺		八間三尺	
波之	之間	七間二尺		五間四尺	
杉之	之間	三間四尺		六間一尺	
書院	院	三間四尺		三間四尺	
書齋	齋	三間三尺		三間	
網之	之間	二間二尺		三間一尺	
連之	之間	十間		四間四尺	
小廣	之間	八間		三間	
新書院	院	六間		七間	
亭		二間		二間	
對面所		十五間三尺		十九間三尺	

七 雜舎

雜舎の主要なるもの左の如し。

名	稱	桁	行	梁	行
立關	關	五間四尺		三間四尺	
玄關	門	二間三尺		二間二尺	
臺所	門	六間		三間三尺	
庫裡	裡	十三間三尺		十五間	
茶所	所	十間五尺		五間三尺	
使僧部	屋	六間		六間三尺	
輪番	所	六間		六間三尺	
立關	關	七間三尺		二間一尺	
香部	屋	四十間八寸		四間二尺	

其他十餘棟省略



四 支院及附屬説教場

當院に支院一、附屬説教場十五あり。

一 支院

名稱	所在地	創立年月	建物面積
蜆支院	海西郡十四山村大字東蜆	明治一三、六月	五四、五

二 説教場

名稱	所在地	創立年月	建物面積
岩倉町説教場	丹羽郡岩倉町字大山寺	明和三、三月	五〇、 <sup>二</sup>
清須説教場	西春日井郡清須村	文久二、八月	四四、五
馬見塚説教場	丹羽郡多嘉森村大字馬見塚	明治八、九月	二〇、
豊明村説教場	丹羽郡豊明村	明治八、十月	六〇、
日下部説教場	中島郡日下部村	明治十、七月	五一、五
日光村説教場	中島郡日光村大字富田方	明治十二、七月	一一、

河田方説教場	中島郡新明村大字河田方	明治十二、八月	二四、
前之川説教場	名古屋市西區上宿字前之川町	明治十三、九月	三二、五
梅本説教場	名古屋市中區門前町	明治十八、八月	四二、五
甲新田説教場	中島郡九甲村大字甲新田	明治二十、一月	三五、
豊本説教場	名古屋市桑名町	明治廿五、十月	三六、
信道説教場	名古屋市南國町	明治廿五、十月	—
熱田説教場	愛知郡熱田町字下傳馬町	明治卅一、十月	三二、
鍛冶一色説教場	西春日井郡下拾箇村字鍛冶ケ一色	明治卅三、一月	四〇、五
味椀原新田説教場	春日井郡味美村味椀原新田	文政元、三月	二〇、

第十五節 三河別院

一 位置及寺域

三河別院は、三河國額田郡岡崎町大字中村にありて、現在の寺域東西百二十間南北九十間、面積四町五反なり。

二 由緒及沿革

往時天明八年、當國碧海郡暮戸に説教場を創め、會所と稱して、西參の門末の聯絡機關たりしが、嚴如上人維新以後、一國の教學を統一する必要より、更に別院建築の志あり、明治二十二年十月、假に岡崎町三河教校内に創立す。是を當院の濫觴となす。翌二十三年、現在の寺域をトして假堂を建設し、四月八日三河教校より此地に移轉す。二十九年假堂破損したるを以て、先づ對面所を建築し、假に之を本堂に充て、三十六年十月、現如上人本山假大師堂を下付せられ、三十九年移築に着手し、未だ成らざるに四十年八月暴風の倒潰する所となり、十月再建の工事を興し、四十一年十二月八日上棟、四十二年十二月落成して同八日移徙供養の法要を修む。

三 堂宇

名	稱	梁	行	桁	行	創立年時
本	堂	二十五間		二十三間		明治四十一年

對面所	十三間	十七間	明治二十九年
御殿	十間三尺	九間三尺	明治二十四年
御居間	九間	四間	同
新書院	六間	五間	明治四十二年
連ノ間	十五間	四間	明治三十年
輪番所	五間三尺	三間	明治三十四年
玄關	八間	五間三尺	同
内立關	四間三尺	三間	同
列座席	六間	三間	明治四十二年
臺所	十四間	七間三尺	明治三十三年
炊事場	五間	三間三尺	同
事務所	十間	三間	同
志納所	十五間	三間	明治四十年
鐘樓	二間三尺	二間三尺	明治二十九年

水 屋

三間

三間

明治四十一年

其他若干の建物あり。

四 附屬説教場

當院に附屬説教場二あり。

名稱	所在地	建物面積	創立年時
舉母説教場	西加茂郡舉母町字藏前	一四四、二二	明字十一年
富好説教場	幡豆郡吉田村字富好新田	九〇、三一	明治廿三年

第十六節 豊橋別院

一 位置及寺域

豊橋別院は、三河國豊橋市大字花園に在りて、西竺山誓念寺と稱す。往昔は吉田御坊と呼ばたりしが、明治三年、官吉田の町名を改めて豊橋と稱せしむるや、當院

も亦從ひて其名を襲ひ、豊橋別院と改稱せり。寺域東西五十間、南北四十間、其面積二千〇二十七坪三合三勺なりとす。

二 由緒及沿革

天文初年の頃、證如上人始て參州今橋驛の内川毛の地に一字を興し、參河國總道場となし、茲に布教傳道の端を發けり。是を當院の濫觴となす。今橋驛は即後世の吉田にして、天文年間に改稱する所なり。後、寛永の初年に至り、川毛を隔ること西南十餘町の地に真言宗西竺寺あり。寺は兵燹に罹りて堂宇悉く退轉し、僅に梵鐘一口を遺す。銘に「文治五年大僧正阿闍梨眞證」と刻せり。以て其古刹なることを知るに足る。宣如上人屢江府に下り、常に當地を往復して、佛法興隆の要地なることを觀、先師の芳蹟を旺にして布教の基を定めんと欲す。吉田城主、其志ある所を知りて、西竺寺の廢趾、及その梵鐘を併せて上人に寄す。上人是に於て徳川幕府の認可を得て、川毛の道場を此地に移し、新に堂宇を創建して以て本山の掛所となし、西竺寺の名を襲きて西竺山と名け、誓念寺と號せしむ。時人呼びて吉田御坊といひ、三河全國を以てその崇敬部下と定む。

寛永二十一年、釋空正吉田驛本町久太梵鐘の改鑄を企て、之を本山に請ふ。本山之を許容し、宣如上人親ら誌銘を撰びて之を與ふ。全文左の如し。

委州瀨美郡吉田庄誓念寺願吾本願附屬之道場也。河水流其北可浮弘誓舟。雖水鳥樹林即是念佛念法。況於人乎。實東海道之一勝區也。頃門下一衆募諸檀。戮力投誠。新鑄梵鐘。以成勝緣也。宜哉。繫紐于高樓。擊之則不動。一步直如到上界。三種功德。從此觀一切惡趣。從此脫苦。禪定寺。智興打鐘。聲震地府。受苦者皆度脫。生樂處。願以此善利。使天上人間。異類證菩提之果。得幽明之福。銘曰

東州勝地	古開梵宮	華鐘新鑄	忽奪化土
元細銅滓	大音無窮	量包共外	氣測其中
律呂相合	起止稍忽	勢擊頑鈍	響傳百郭
道場移竺	隨時知當	迎真如月	吼無漏風
聞塵清淨	法界融通	脫幽出厄	業輪在空
降誓立念	寺門以隆	爾形不朽	萬年聲功

寛永廿一甲申十月廿八日本願寺大僧正光從誌

願主 釋 空正

天保の初年に至りて堂宇の改築を企て、工事大に進むといへども、恰も七八年の凶荒に遭ひ、一時その土木を中止するに至る。安政五年六月、本山類焼の運に會

ふや、宗祖聖人六百年の大遠忌目睫の間に迫るを以て、急に本堂を假設するに方り、當院改築の用材は、悉く之を本山に獻納し終れり。

明治四年十月十一日夜、火を失して、堂宇什寶殆ど焼失して、僅に鐘樓、大門及土藏を残す。明治六年、官令を發して無祿無檀の寺院を廢するや、當院亦廢止の命を受けたりしが、緇素歎願して講究場の許可を得、辛じて斷絶を免れて、假堂を設け、以て法燈を繼續せり。明治十二年二月十日、嚴如上人の精誠により、再び官許を得て、豊橋別院と稱し、十三年堂宇の再建を企て、翌年に至りて落成す、之を現在の大堂となす。

三 堂 宇

一 本 堂

東面安置の本尊は、運慶の作と傳ふ。明治十三年五月廿四日起工、同十四年五月落成、同年十月十三日遷佛、面積百九十六坪なり。

二 其他堂舍



二 由緒及沿革

元祿年間、幕府の旗士、本目勝左衛門尉源親宣堂宇を此地に興さんとして、之を同國西尾城主土井利忠に請ふ。元祿十三年八月、利忠之を許して一寺を創めしむ。十四年九月、眞如上人、本目山親宣寺の號を賜ふ。寛政十年正月九日、本山命じて掛所となし、輪番を派して法務を司らしむ。文政初年、本堂の再建を企て、七年十一月二日落成、之を現在の本堂となす。

三 堂宇

名	稱	建物面積	建築年月
本堂	對面	一五六、 一一〇、	文政七年十一月 明治十年十一月
庫裏	御殿	八一、二五	文政五年三月
古御殿	御殿	四八、	明治三十年四月
新御殿	殿	二一、	

客殿 <th>輪番所 <th>香部屋 <th>茶所 <th>鐘樓 <th>其他省略</th> </th></th></th></th>	輪番所 <th>香部屋 <th>茶所 <th>鐘樓 <th>其他省略</th> </th></th></th>	香部屋 <th>茶所 <th>鐘樓 <th>其他省略</th> </th></th>	茶所 <th>鐘樓 <th>其他省略</th> </th>	鐘樓 <th>其他省略</th>	其他省略
五六、	一一三、	五二、	四〇、	四、	
明治十三年五月					

第十八節 静岡別院

一 位置及寺域

静岡別院は、駿河國静岡市屋形町に在りて、現在の寺域面積五百七十坪なり。

二 由緒及沿革

明治四年三月、始めて當市上石町一丁目に起す。その創設に方りて、最も力を盡したるは宮原木石なり。木石は初、徳川慶喜公と共に當地に移住し、政務の餘暇、漢學及蘭學を學び、最も詩文に長ず。後、聞法の志漸篤く、晩年全く他事を抛ちて専ら

本院の經營に従事せり。二十二年一月、當地火を失し、本院亦烏有に歸するや、木石深く之を憂ひ、再建の經營に盡したりしが、同年五月、病を得て歿す。後、現在の地に移りて堂宇を假設し、三十五年、本堂再建の工事を起し、翌年十月、上棟式を行ひ、四十三年三月、移徙供養の法會を營む。駿遠豆の僧俗雲集し、本院創立以來の盛況と稱せり。

三 堂宇

名	稱	桁	行	梁	行
本堂	堂	八間、半		十二間、半	
庫裡	裡	十間、半		六間	
鐘樓	樓	二間		二間	
其他省略					

第十九節 甲府別院

一 位置及寺域

甲府別院は、甲斐國甲府市三吉町に在りて化龍山光澤寺と稱す。現在の寺域、二反六畝四歩なり。

二 由緒及沿革

當院は、初、相摸國鎌倉常葉に在りて、蛇伏山長延寺と稱したりしが、天文の頃、住職實了、國主北條氏康と争ふ所ありて、故國を逐はれ、甲斐に入りて、武田信玄の歸依する所となり、當國に於て長延寺を再興せり。信玄乃境内の地二萬坪を寄せ、且つ付するに寺領二千石(甲州岩崎村にて千石、信州犬飼村にて千石)を以てす。第二代顯了は、信玄の二男庄藏の嫡子なり。庄藏は龍芳軒と稱す。龍芳軒の死後、信玄の未亡人をして實了に再醮せしむ。顯了時に甫て三歳、母に従ひて長延寺に入り、養父實了の嗣となる。天正十年、織田信長の甲斐を侵すや、本寺の堂宇悉く兵燹に罹り、實了焚死して、寺跡全く退轉するに至る。顯了一族と共に本尊を奉じて、寺領信州犬飼村に潜居す。文祿年間、甲斐德川氏の領する所となるや、顯了再び此地に出で、先規の寺域を請ふて堂宇を再興せり。慶長十年に至り、顯了故ありて伊豆大

島に流され、堂宇再頽廢して什寶古書多く散逸す。慶長十八年、本山之を幕府に請ひて掛所となし、寺號を改めて化龍山光澤寺と稱す。安政三年十一月十三日、堂宇祝融の災に罹りて悉く烏有に歸し、文久三年假に本堂を設く、是を現在の堂宇となす。

三 堂 宇

名 稱	桁	行	梁	行	創 立 年 時
假本堂並庫裡	十三間		五間		文久三年
經 藏	四間三尺		五間		寶永二年
總 門	二間		九尺		不詳
鐘 樓	二間		二間		明治廿四年
其他省略					

第二十節 横濱別院

一 位置及寺域

横濱別院は、武藏國横濱市梅ヶ枝町に在りて、現在の寺域面積二百五十五坪餘なり。

二 由緒及沿革

慶應二年八月、嚴如上人、當國久良岐郡横濱村に於て本山二十八日講を組織し、明治五年十月、同地太田町六丁目に移轉して、淺草本願寺出張所と改稱せり。爾來年を逐ひて門信徒の増加するに従ひ、同十六年三月、花咲町に移り、十八年十月、梅ヶ枝町に轉じて、規模を擴張し、堂宇を新築す。二十九年、淺草別院横濱支院と改稱し、四十年六月、獨立して横濱別院と稱するに至れり。

三 堂 宇

本堂、百二十九坪餘、外に向拜六坪餘、椽十九坪餘。庫裡、七十四坪餘にして、その他若干の建物あり。

第二十一節 淺草別院

一 位置及寺域



島に流され、堂宇再頽廢して什寶古書多く散逸す。慶長十八年、本山之を幕府に請ひて掛所となし、寺號を改めて化龍山光澤寺と稱す。安政三年十一月十三日、堂宇祝融の災に罹りて悉く烏有に歸し、文久三年假に本堂を設く、是を現在の堂宇となす。

三 堂宇

名	稱	桁	行	梁	行	創立年時
假本堂並庫裡		十三間		五間		文久三年
經藏		四間三尺		五間		寶永二年
總門		二間		九尺		不詳
鐘樓		二間		二間		明治廿四年
其他省略						

第二十節 横濱別院

一 位置及寺域

横濱別院は、武藏國横濱市梅ヶ枝町に在りて、現在の寺域面積二百五十五坪餘なり。

二 由緒及沿革

慶應二年八月、嚴如上人、當國久良岐郡横濱村に於て本山二十八日講を組織し、明治五年十月、同地太田町六丁目に移轉して、淺草本願寺出張所と改稱せり。爾來年を逐ひて門信徒の増加するに従ひ、同十六年三月、花咲町に移り、十八年十月、梅ヶ枝町に轉じて、規模を擴張し、堂宇を新築す。二十九年、淺草別院横濱支院と改稱し、四十年六月、獨立して横濱別院と稱するに至れり。

三 堂宇

本堂、百二十九坪餘、外に向拜六坪餘、庫裡、七十四坪餘にして、その他若干の建物あり。

第二十一節 淺草別院

一 位置及寺域

淺草別院は、東京市淺草區松清町に在りて、現在の寺域面積一萬二千餘坪なり。

二 由緒及沿革

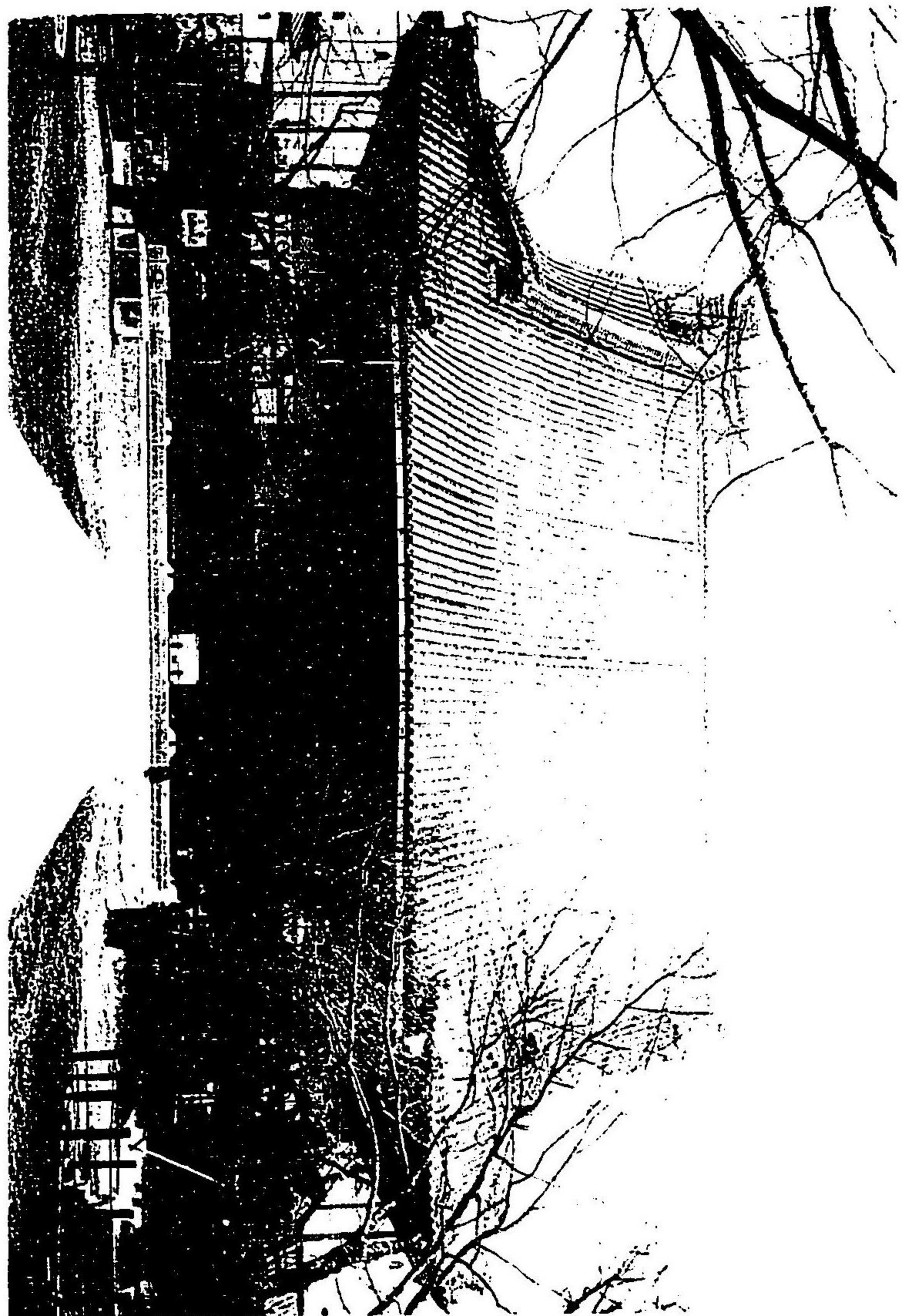
天正十九年、教如上人、徳川家康より江戸神田西福寺前の地方五十間の寄付を受け、一字を建立して光瑞寺といふ。之を當院の濫觴となす。慶長十四年、幕府更めて神田明神下の地方百間を寄せて之に移轉せしめ、宣如上人の時に至り、光瑞寺の號を廢して本願寺末刹と稱す。寛永七年、同上人の撰にかゝる鐘銘に、日域東武州江戸城下神田本願寺者吾一方之淨刹也云々といへり。

明曆八年正月、江戸大火、當院亦類焼して堂宇悉く烏有に歸するや、同年六月、幕府淺草の地東西百貳間、南北百九間を寄せて此に移らしむ。現今の境内是也。爾後享保三年及明和九年、復類焼に罹り、文化九年十一月現在の本堂を再建せり。

三 堂宇

本堂	四二四、	食堂	一一〇、
大廣間	一一〇、	書院	八五、

淺草別院本堂



分 册 二 第 二 卷

臺所	一六二、	鐘樓	四九、
鼓樓	二五、	茶所	二〇、
講中詰所 <small>四廿ヶ</small>	八八九、	土藏 <small>所五ヶ</small>	四五、
居間	三八〇、		四二、

其他若干の建物あり。

## 第二十二節 大津別院

### 一 位置及寺域

大津別院は、近江國大津市笹屋町二十番屋敷に在りて、寺域二反七畝十七歩なり。

### 二 由緒及沿革

慶長四年、教如上人大津に下り、掛所を當地に興さんとして之を宗徒に謀るや、宗徒直に命を奉じて寺域を撰定し、慶長五年工事を起して、幾もなく落成す、是を

當院の濫觴とす。本尊佛具等悉く本山より下付し、六月二十日移徙供養の法要を營むや、教如上人親ら臨みて之を修め、七月以後輪番を置き、寺務を掌理せしむ。當時家康屢上洛するに當りて教如上人常に之を大津に迎へ、當院を以て宿舍に充つ。慶長十六年十一月二十五日、教如上人の長子觀如上人の逝くや、翌年正月、似影を當院に下付す。蓋、教如上人の意、觀如上人をして當院の住職たらしめんと欲したるが故なりといふ。

元和三年七月二十八日鐘樓成る。鐘銘に云、正應壬辰十二月八日、鑄物師大工、河内資安と蓋、古鐘也。慶安二年舊堂を改めて再建の工事を興し、同三年落成、承應三年鼓樓再建、爾來相次ぎて堂舎を再建し、安永三年梵鐘を改鑄す。明治元年八月二十日、天皇陛下當院を以て行在所に充てたまふ。

三 堂 宇

本 堂	一〇〇 <small>坪</small>	御 殿	二二 <small>坪</small>
客 殿	一一 <small>坪</small>	輪 番 所	一〇 <small>坪</small>

臺 所	三五 <small>坪</small>	鐘 樓	四
茶 所	九 <small>坪</small>		

其他若干の建物あり。

第二十三節 長濱別院

一 位置及寺域

長濱別院は、近江國阪田郡長濱町大字御堂前三拾二番地に在りて大通寺と稱す。現在の寺域面積六千八百九十坪二合七勺なり。

二 由緒及沿革

往昔、當地の古城趾に一字あり、阪田、淺井、及伊香三郡の總坊たり。寛永十六年、宣如上人本山の本堂を改築するや、舊堂を寺内に移し、三男宣澄をして之に住せしめんとす。時に本多正信の後室壽林尼、之を湖北三郡の地に立てんことを請ふ。是に於て從來總坊と稱し、三郡の緇素集會のため設けありし坊舎を之に移し、宣澄

をして住職たらしめ、號して大通寺といふ。然れども寺域狹隘にして堂宇を設くるに適せず、徳川家光の老女春日局、敷地の交付を領主井伊直孝に請ふ。直孝之を容れて宮村郷の地、方八十間を寄せ、且つその公課を免す。是現在の寺域なり。爾來歴世連枝を以て住職となし、但第六世は井伊直孝の三男、現代の住職靈壽院勝縁を第九世となす。

三 堂 宇

本 堂	三〇〇 <small>坪</small>	經 藏	七〇 <small>坪</small>
大 門	七〇	廣 間	一三二
鼓 樓	三三	鐘 樓	一六
裏 門	一三五	庫 裡	一三〇
書 院	一三一	盥 漱 所	一〇五
立 關	二七五		

此外、茶所、總會所、諸講社の詰所等、建物頗多し。本堂は、舊伏見城の殿舎にして、教

如上人之を烏丸に移して、本山の本堂となし、後之を當院に下したるもの也。裏門は、舊長濱城門なりと傳ふ。門扉金具の裏面に「天正十六年八月吉日」と刻めり。

四 支 院

當院に支院二あり、一を寺田支院といひ、阪田郡六莊村大字寺田に在り。一を宗詮支院といひ、淺井郡大郷村大字川道に在り。創立の年時共に明かならず。

第二十四節 五村別院

一 位置及寺域

五村別院は、近江國東淺井郡虎姫村大字五村に在りて、現在の寺域、東西七十八間、南北六十二間、面積四千八百三十六坪なり。

二 由緒及沿革

當院は、教如上人の創立する所なり。文祿三年九月、上人故ありて、職を弟光昭に譲り、自ら北舎に隱退するや、當地の郷士大村刑部左衛門、深く上人の徳に歸し、上人を當地に迎へんとす。上人その意に隨ひ、刑部の所領、多賀山十念寺の舊趾を相

して、假に一字を建立す、時に慶長二年也。是を當院の濫觴となす。然りといへども、草庵僅に風雨を凌ぐに過ぎず、上人當地の眞宗盛なるを觀て、此處に堂宇を興し、以て先師相承の宗意を弘布せんと欲す。乃、家康を伏見に訪ひ、語るに其意を以てす。家康、直に之を聽き、日下部善助玄昌に命じて普請奉行たらしめ、舊堂を壊ちて、新に堂舎を創めしむ。後、家康上杉景勝を東國に伐ち、歸來、關ヶ原に大捷を得て、將に京師に入らむとするや、日下部善助、上人に勸めて家康を大津に迎えしむ。上人、家康に大津に會するや、當院寺域の増加を請ふ。家康之を聽き、後に土井利勝をしてその意を通ぜしむ。斯くて當院の基礎漸く固く、慶長七年、上人職に復して洛陽烏丸に本山を興すや、當院を以て掛所となし、爾來呼て五村御坊といふ。慶長十三年、對面所を新築し、寛永十五年に本堂を改築す。萬治二年梵鐘を鑄造し、翌年鐘樓落成。延寶二年正門を作り、天和二年鼓樓亦成り、寶永三年書院を建つ。是時に當りて復本堂改築の命を承け、享保六年起工、同十五年十一月二日上棟の式を舉げ、翌日移徙供養の大法會を營ひ、寶曆四年梵鐘改鑄、寛政元年新に御殿を設け、八年に至りて落成す。同五年鼓樓改築、文化四年臺所改築、嘉永七年廣間を建つ。安政二年

茶所改築、明治三十一年、新香部屋を本堂の西南に建つ。三十二年地方の有志相謀りて境外に總會所を建設す。四十二年八月十四日、當地未曾有の劇震あり、廣間、御殿、臺所等悉く倒壊し、其他の堂舎亦多大の損害を蒙むるといへども、門末戮力して力を恢復に盡し、漸く舊觀を保持するに至れり。

當院の庶務は、創立以來大村三家、講衆頭として掌理し來りしが、明和十年故ありて之を改め、本山御納戸の特命により、年番の名稱を以て配下の宿老四名を派し、二年毎に交代するを例となせしが、後、人員を減じて三名となし、又改めて選舉法となす。明治九年、舊習を一變して、翌十年、特に輪番を置き、以て寺務を掌らしむることゝなれり。

三 堂 宇

名	稱	東	西	南	北
本	堂	十五間		十五間	
廣	間	八間		八間	

臺所	十一間	八間
御殿	十一間三尺	六間三尺
鐘樓	二間	二間
鼓樓	二間二尺	二間二尺
正門	三間	四間
茶所	五間三尺	六間
倉庫	六間	三間
總會所	七間	七間
香部屋	二間	九間
新香部屋	四間三尺	六間三尺

四 支院

當院に支院一あり。虎姫大字酢村に在りて、舊時は善西道場と稱す。應仁元年三月創立、現在の建物は俗家造にして、聊か内陣の構あるのみ、その面積十五坪に過

ぎず。明治四十二年震災に罹り、尊像を納めて當院に保管す。

第二十五節 赤之井別院

一 位置及寺域

赤之井別院は、近江國野洲郡玉津村大字赤之井三百二十八番地に在りて、現在の寺域面積一千八百〇八坪なり。

二 由緒及沿革

當院の沿革詳かならず。専念寺舊記抜書に徴するに、文正年間専念寺の祖觀教南北六十八間、東西四十三間の地を擇びて、之を蓮如上人に上る。蓋、存覺法師の舊跡也。上人乃一字を興し、後之を河内顯證に譲りて名を顯證寺と稱す。天正十八年、専念寺第三世住職伊賀坊教如上人に勸めて、更に御坊を新築せしめたりしが、文祿四年、伊賀坊教如上人に盡す所ありて、上人之を該人に賜ひ、號を改めて専念寺といふ。寛文八年、再び之を琢如上人に上らんとしたるも、上人幾もなく遷化したるを以て果さず、常如上人職を襲くに及びて、終に之を本山に上り、寛文十二年再



此本山の掛所となるに至れりといふ。

三 堂宇

名	稱	建物面積	創立年月
本堂	御殿	二七七、四	不詳
廣間	庫裡	二七、七	同
鐘樓	茶所	六〇、八	同
		一〇、	同
		四五、一	同

四 墳墓

境内の西北隅に教如上人分骨の墳墓あり由來明かならず。

第二十六節 岐阜別院

一 位置及寺域

岐阜別院は美濃國岐阜市小熊町に在り、別格別院なりといへども、別に寺號を有せず。現在の寺域、一町二反一畝十二歩なりとす。

二 由緒及沿革

慶長年中、徳川氏の旗士、坪内總兵衛玄蕃と稱するもの、同國各務郡現今の稲葉郡新加納の地に於て七千石を領す。新加納の地は中仙道加納鶴沼兩驛の中間にして、教如上人江戸往復の際屢通過する所なり。玄蕃深く上人の徳に歸し、上人復職の後、此地に於て寺域を上人に寄せ、領内の士民を督して堂宇を創立す。是を當院の濫觴となす。數年の後、玄蕃逝きて、二代總兵衛嗣ぐに及び、崇敬の念乏しく、堂宇漸く頽廢せんとするや、地方の僧俗相議して之を現在の地に移す。時に元和八年なり。今尙新加納の地、坪内家菩提所禪宗少林寺の接續地に舊御坊屋敷の名を存し、古來の習俗、此地に於て祖像を開扉し、現今尙之を行ふといふ。

天保五年六月、達如上人消息を下して當院の維持崇敬を勸む。卷首にいはく、

抑、其末刹は慶長元和の古より佛法聽聞の道場なり。然れば門下の聚一洗の安心決

定の上には、いよく報謝の誠より掛所の馳走油断なくさふらひて、ますく法興  
相續さふらは、知恩報徳の經營これに遇へからずさふらふ(下略)

と、明治二十四年十月二十八日、震災のため堂宇概ね倒壊し、加ふるに類焼に罹り  
て、本堂、庫裡、廣間等皆灰燼に歸し、寶藏亦焼失して舊記古文書を失ひ、古老の傳説  
の外、殆ど沿革の徴すべきものなし。爾來、堂宇の再興に力め、本堂の如き目下建築  
中なりとす。

三 堂 宇

名 稱	建 物 面 積	建 築 年 時
本 堂	三二四	明治四十二年起工
庫 裡	七六	同 二十六年
廣 間	七八	同 上
役 僧 室	二七	同 上
村 會 所	二七	同 四十年

女 人 會 所

四三

同 二十七年

以上は震災當時火災に罹り、後、再建したるもの也

門 鐘 鼓 經 町	樓 樓 藏 所	建 築 年 時
門	四	寶曆元年
鐘	四	同上
鼓	一〇	文政四年
經	二二	天保十六年
町	二二	文政四年

以上は震災當時火災を免れたるもの也

第二十七節 大垣別院

一 位置及寺域

大垣別院は美濃國安八郡大垣町大字傳馬に在りて開闢寺と稱す。現在の寺域  
面積一千二百六十四坪餘なり。

二 由緒及沿革

往古は平尾願正寺の掛所にして、寛政年間、達如上人に請ひて、本山兩堂再建の残木の下付をうけ、大垣城東の地に堂宇を創めたるものなり。本堂縦横各十間三尺にして、重層茶所縦横各七間にして、其他之に稱ふといふ。後、大垣城主戸田氏正、本山に請ひて願正寺掛所を改め、本山掛所となし、開闢寺と名けて、大井勝相をして之に住せしむ。勝相は城主戸田氏庸の孫にして、嘉永元年、嚴如上人に隨ひて得度し、連枝に准ぜらる。勝相の本寺に入るや、城主領内に令して、僧俗をしてつとめて本寺に參せしむ。是によりて本寺益隆盛に赴ひき、嘉永六年の頃、庫裡、經藏、鐘樓等、諸般の堂宇悉く完備せりといふ。明治二十四年十月二十八日、震災のため、堂宇悉く倒壊し、次て類焼に罹りて全く烏有に歸す。爾後、更に境内を擴張し、本堂、茶所、書院、庫裡等を假設して、現今此等の再建に従事せり。

三 堂宇

名	稱	縦	横
---	---	---	---

其他起工中	假本堂	七間三尺	九間
	庫裡	十二間	七間
	茶所	十間	九間
	鐘樓	二間	二間

第二十八節 竹ヶ鼻別院

一 位置及寺域

竹ヶ鼻別院は、美濃國羽嶋郡竹ヶ鼻町字下城町に在りて、現在の寺域一町一段四畝六歩なり。

二 由緒及沿革

當院は初尾張國葉栗郡木瀬に在り。往昔宗祖聖人、關東より歸洛の途次、當地に留りて教化を布くや、篤信の門徒九人遺蹟を後世に傳へんとし、此處に一字を創立して木瀬草庵といひ、或は河野道場と呼ぶ。蓋、木瀬の地は葉栗厚見兩郡の交

に在りて、原野不曾河に濱するを以て也。九人の門徒を河野九門徒といふ。一盛一衰、文明年中に至り、蓮如上人を再興して祖影を安置し、九門徒の子孫をして永く輪番たらしむ。元龜天正の時、兵燹荐に臻りて道場悉く灰燼となる。慶長七年、教如上人の復職に方りて、地方の道俗相謀りて、木瀬の寺基を美濃國竹ヶ鼻に移し、堂宇を再興して本山の掛所となす。是より先、專福寺忍語、教如上人に仕へて石山に戦死す。上人其功を嘉し、是に至りて其子孫をして世々當院を看護せしめ、號して常輪番といひ、近傍三十九村の諸寺を管轄せしむ。明治八年、本山教部省の令を奉じて大改正を施すや、忍語の裔孫、其命を奉ぜず、以て自庵となす。本山之を諭せども可かずして、遂に之を官に訴ふ。十九年六月、官裁定して本山の別院となす。明治二十四年十月廿八日、震災のために堂宇悉く倒塌し、爾來漸次に假設して現今に至れり。

三 堂 宇

名	稱	桁	行	梁	行
---	---	---	---	---	---

假 本 堂	十三間	八間
客 殿	四間三尺	三間三尺
臺 所	十三間	五間三尺
假 廣 間	八間	三間
假 輪 番 所	五間	三間
假 茶 所	八間	三間

第二十九節 笠松別院

一 位置及寺域

笠松別院は、美濃國羽島郡笠松町に在りて、現在の寺域面積九百九十坪なり。

二 由緒及沿革

天保二年、當地の信徒相議して一字を創立し、會所と名く、是を當院の濫觴となす。後改めて掛所と稱し、更に別院と改め、漸次に堂宇を興し來りしが、明治二十四年十月二十八日、濃尾の震災によりて結構悉く破壊したるを以て、先づ本堂を假

設し漸次に之が恢復に力め、僅に舊觀の幾分を保つことを得たり。

三 堂 宇

假本堂、玄關、臺所、鼓樓、兼茶所、鐘樓、客殿、其他數字あり。

第三十節 高須別院

一 位置及寺域

高須別院は、美濃國海津郡高須町に在りて二思寺と稱す。現在の寺域は一町二反歩なり。

二 由緒及沿革

當院は初桑名別院の支院たり。創立の年時詳かならず。嘗て高須藩主松平義建地を寄せて境域を發展せしめ、大に堂宇を興さしむ。之より二思寺の稱あり。蓋、二恩とは佛恩及世恩をいふ。明治十一年六月獨立して別院となり、二十四年十月、震災の爲に堂宇悉く倒壊す。二十九年夏、水害に罹り、木材多く流失し、爾來漸く之が復舊に力め、僅に舊觀の幾分を保つを得たり。

三 堂 宇

名	稱	桁	行	梁	行
本	堂(假設)	十一間		十間三尺	
御	殿	四間三尺		三間	
臺	所	九間		四間三尺	
鐘	樓	二間		二間	
茶	所	五間三尺		四間三尺	
客	殿	二間三尺		二間	
鼓	樓	二間		二間	

第三十一節 高山別院

一 位置及寺域

高山別院は、飛驒國大野郡高山町字寺内にありて光耀山照蓮寺と稱す。現在の

寺域三千九百八十九坪なり。

二 由緒及沿革

傳によると、後鳥羽天皇第十二の皇子、承久三年甫めて八歳にして園城寺に入り、薙髮して法名を道伊と稱す。後、伊豆國三島に住し、寛喜三年八月、年十八歳、宗祖聖人に箱根に謁して、徒弟となり、名を改めて嘉念坊善俊と稱す。嘉禎年中、聖人の命を奉じて僻境に行化し、美濃國郡上郡白鳥村に至り、寶治年中、飛驒國大野郡白川郷に入り、一字を鳩谷村に創む。是を當院の濫觴となす。而して善俊上人、弘安五年三月三日、六十九歳にして遷化したまひ、寺後の山地を相して墳墓を設く。

第八代明誓の長子、教信、性武事を好み、寺務を弟明教に譲りて、髮を蓄へ、三島將監と稱す。長享二年八月、白川歸雲城主内島爲氏の攻むる所となり、敗れて加越の間に走る。内島勢、本寺を焼却し、九代明教に逼りて自殺せしむ。明教の子、明心甫て二歳、母懷きて越前に走り、永平寺邊に長ず。明應五年、十歳にして大阪に赴ひ、蓮如上人に謁して、弟子となり、法名を明心と賜ふ。永正元年、上人の命によりて國に歸り、内島氏と和して、爲氏の男雅氏の女を娶り、同年寺基を中野に移して、光耀山

照蓮寺と號す。

第十三代宣明に至りて、中野を明心の孫明海に譲り、藩主金森長近の命により、更に寺基を高山に移して之に住す。時に天正十六年也。是を當院現在の位置となす。慶長元年回祿、同五年、教如上人親ら素絹及袈裟を下付して、院家に補し、同十四年、堂宇の再建を企つるや、城主金森可重、寺領百石を寄せて之が資に充てしむ。第十七代一乗の代に至りて、故ありて寺務を辭せんことを請ふ。真如上人之を許して、爾來輪番を派遣し、以て寺務を掌理せしむるに至れり。明治三年、嚴如上人の二男勝縁をして住職となし、後、勝縁長濱別院の住職となるといへども、尙當院を兼務せり。

三 堂宇

本堂	四〇〇、六六六	食堂並庫裡	二七七、
舊御殿	三〇、	新御殿	一五、
骨堂	四、	鐘樓	二五、

其他若干の堂宇あり

四 墳墓

當國大野郡莊川村大字中野中野支院の西南約二丁の地に開基善俊上人の墳墓あり上人示寂の時遺骨を納めて墳墓を鳩谷の庵側に築きたりしが明心の代に寺基を當地に移すや從て亦之を移し來りたるものにして元祿天明の水帳には、廂所反別一反歩と記せり現在の埜域は東西十四間南北九間にして東西兩面に墓門を構ふ杉檜蔭蔽として天空を蔽ひ拜者をして轉森嚴の威に堪えざらしむ

五 支院及説教場

當院に支院一附屬説教場一あり

一 支院

大野郡莊川村大字中野に在り高山別院中野支院と稱し寺號を亦光耀山照蓮寺といふ天正十六年寺基を高山に移すや爾來當寺を以て高山照蓮寺の掛所となせしが高山の本寺の別院となると同時に本寺も亦その支院と改稱せり

本堂は長享二年の建築にして方十間面積百坪なり飛州誌に曰

鳩谷の山中に稱代の大杉一本あり此一本を以て建るものは也故に本堂一字會て餘木を交えず柱梁を初め聊かなる小材に至るまでも悉く杉一本を用ゐ造れり尤其美材云ふばかりなし

と傳へいふその構造は京都の御所を摸したるものなりと今尙棟上に菊花の御紋章を存す

正門は東西二間南北三間にして天正二年の建築なり俗に勅使門と稱す本堂の正面に在りて常に堅く閉鎖し古來未だ之を開きたることなし世人呼んで不  
明門といふ棟札左の如し

于時天正二年甲戌七月七日再興造立當時住持善了大工加州石川郡野之市桑山新右衛門尉藤原長宗權大工子息總五郎

鐘堂は建築年月詳かならずといへども梵鐘は建武年間の鑄造なり銘にい

建武元年三月十二日 飛州安國寺

と蓋吉城郡荒城郷現今國安國禪寺の所藏たりし也傳へていふ金森長近三木休

庵を攻むるや、是を以て陣鐘に充て、戦後當寺へ寄付したるものなりと。

鼓樓、東西三間、南北三間、庫裡、東西七間、南北九間、三尺、共に建築年月詳ならず。

二 説教場

吉城郡古川町に在り、古川説教場と稱す。

第三十二節 原町別院

一 位置及寺域

原町別院は、磐城國相馬郡原町新町に在りて、寺域面積一千二百五十九坪なり。

二 由緒及沿革

明治十一年、當地の道俗説教場を創設し、十五年仙臺別院原町支院と稱し、二十二年改めて淺草別院原町支院となし、三十五年獨立して原町別院となる。

三 堂宇

名稱	梁行	桁行
本堂	十間半	十一間
庫裡	五間	十三間
書	三間	六間
鐘樓堂	二間	二間
其他省略		

第三十三節 福井別院

一 位置及寺域

福井別院は越前國福井市乾中町に在りて本瑞寺と稱す、現在の寺域東西六十一間、三尺、南北八十六間、面積五千二百八十九坪なりとす。

二 由緒及沿革



福井市はもと北庄と呼ぶ。蓮如上人吉崎在住の時、既に北庄一里五十町之内坊主門徒と記したることあり。往古より此地に總坊ありて、越前一國の崇敬する所となり。當地九個寺の住職之が寺務を司る。文祿二年八月、教如上人の當地に下るや、坊舎を此地に創立し、連枝を以て之に住せしめむとするの意あり。乃、九個寺に諭して總坊を本山に献ぜしむ。九個寺命を拒まんとしたるも、門徒の斡旋によりて遂に之を本山に上る。時に慶長十年なり。之を當院の濫觴となす。翌年、上人の息女榮壽院教應姫を下して住職となす。當時の建築は本堂十間、四面、庫裡三間に六間なりしといふ。

元和七年五月、梵鐘を鑄造す。銘文左の如し。

本願寺門流越前國足羽郡北庄本瑞寺鐘鑄造管當國門徒依戀志令成就矣是實佛法繁昌之奇瑞也自今以後近及遠彌起信徒夕運步幸甚者也  
元和七年辛酉曆五月十六日  
治工吉田郡志原住 藤原朝臣家次

寛永十三年宣享院龍華住職を繼ぐ。是より先、江州慈敬寺敬映院龍足當院に入りて龜姫に配したりしが、故ありて離別し、去りて三河本法寺に入る。宣享は教映の子

にして母は即龜姫なり。然れども宣享多病なるを以て、珠如上人の第六子利與九を迎へて住職となし、名を珠性と改め、恩光院と號す。後、京都に歸りて、兄常如上人の法嗣となり、本山第十六世の傳燈を襲ぐ。一如上人は也。天和三年、上人の兄珠玄院を迎へて職を襲がしむ。

元祿元年、本堂の再建を企て、二年六月二十八日工事を起し、五年秋に至り落成。廣袤十七間に十五間なりといふ。明和二年、類焼に罹り、堂宇悉く烏有に歸するや、尋て工事を起し、本堂の規模を擴張して方二十間となす。寛政九年六月十九日、再度類焼更に本堂を興して規模二に舊に倣ふ。安政元年六月十四日、三度類焼、再興前の如し。明治三十五年三月三十日、四度類焼、爾來漸次に堂舎を假設して現時に至る。數度の回祿、舊記古書等悉く焼失して、今は沿革の徵す可き資料なし。

三 堂 宇

名 稱	桁 行	梁 行	建 築 年 時
假 本 堂	十二間	十一間	明治三十七年

假 廣 間	九間三尺	九間	明治三十五年
假 御 殿	八間三尺	七間	明治四十一年

四 支 院

當院に支院一あり橋立支院といふ。加賀國江沼郡橋立村字橋立に在りて現在の地域面積五百八十七坪なりとす。明治十二年十一月創立する所にして、本堂九十九坪九合、客殿三十一坪二合五勺、庫裡四十三坪、其他若干の建物を有す。

第三十四節 吉崎別院

一 位置及寺域

吉崎別院は、越前國阪井郡吉崎村字東御山にありて、現在の寺域五反八歩なり、  
二 由緒及沿革

當院は文明三年蓮如上人の創立する所なり。上人四月上旬江州を出て、北地に入るや、當國の守護朝倉敏景深く上人に歸し、吉崎山を寄せて堂宇をこゝに興

さしむ。御文八通ノにいはく

文明第三初夏上旬のころより、江州志賀郡大津三井寺南別所邊よりなにとなく不圖しのびいて、越前加賀諸所を經廻せしめをはりぬ。よて當國細呂木郷内吉崎といふこの在所すぐれてあもしろさあひだ、年來虎狼のすみなれしこの山中をひきたひらげて、七月二十七日よりかたのごとく一字を建立して、昨日今日とすぎゆくほどにはや三年の春秋はあくりけり。

と。文明六年三月二十六日、南大門外の多屋より火を出し、堂宇悉く炎上す。同年秋假設翌年八月富樫政親の來寇に會ひて堂宇再回祿す。上人壽像を遺して、潜に當地を退き、去りて畿内に赴ひく。自後、毎年山上松樹世に御花といふの下に假屋を設け、壽像を奉安して諸人に拜せしむるを例とせり。

慶長分派の後、兩山共に山上の舊趾を興さんとして競ふこと數十年、官終に山上を禁じて共に山麓に堂宇を興さしむ。是に於て延享四年、現在の寺域を定めて掛所を起し、時人呼びて吉崎御坊といふ、現今の堂宇是也。

三 堂 宇

名	稱	桁	行	梁	行	建築年月
本	堂	十一間		十二間		延享四年九月
庫	裡	十一間		八間		延享二年三月
書	院	八間		八間三尺		弘化三年四月
客	殿	五間		十三間		弘化四年三月
大	門	二間三尺		三間		寛政二年八月
鐘	樓	一丈五寸		二間		寛政三年七月
土	藏	六間		二間三尺		寛政十年三月
經	藏	三間		三間		明治十一年七月
寶	藏	二間		三間		明治十二年四月
茶	所	五間三尺		四間三尺		明治十二年六月

第三十五節 金澤別院

一 位置及寺域

金澤別院は、加賀國金澤市横安江町三十番地に在りて、現在の寺域、二千八百二十八坪九合なり。

二 由緒及沿革

當院は蓮如上人の創建にして、教如上人の再興する所なり。文明三年、蓮如上人北陸巡化の際、當地に一字を創立して、真宗弘通の道場となせり。時人呼びて尾山御坊と稱す。是を當院の濫觴となす。爾後屢兵火を犯す所となり、一時全く頽廢に歸せしが、長享二年、守護富樫政親、宗徒を滅さんとして却りて自ら亡ぶるや、加賀一圓宗徒の領域となり、京都本寺に請ふて七里三河守を迎へ、以て加州の國司代となし、尾山の地に城郭を設け、國司を本丸に置き、二丸に堂宇を創め、江州武佐祐乘坊及大和小山慶心坊を以て之が看坊に充つ。大永四年、七里没し、坪坂伯耆守之に代り、天文十五年坪坂死して、下間壽賀法橋及本多作内を以て城代となす。作内は後徳川家康に仕へて佐渡守といへり。天正八年、織田信長の謀略に陥り、兩將城を信長に致すや、信長之を佐久間盛政に與ふ。是に於て看坊祐乘坊等堂宇を山崎

の在所に移すといへども、世上擾亂して終に廢絶する所となる。

文祿元年顯如上人遷化して、教如上人其の職を襲ぎ、同三年、秀吉の命によりて之を弟光昭に譲るや、加能越の道俗、傳法の嫡流を守りて、特に教如上人に請ひ、宗祖聖人の繪像を受けて、以て廢絶の御坊を興す。當時上人の消息にいはいはく

聖染筆後、仍金澤末寺皆々、馳走候而建立之由、尤難有候、則只今等身之御開山移座候、各被湯仰、彌法儀可被相噴候事肝要候、就其一流勤化の趣は、なにのわづらひもなく、諸の雜行雜修をすて、一心一向に彌陀如來往生たすけ給へとのみ申人々は、淨土に往生すべき事ゆめ／＼疑あるべからず候。かくのごとく信決定候ての上には、行住坐臥に念佛申へく候。これを即佛恩報謝の念佛なりと心得らるべく候。猶栗津右近可申候、  
大畏々々

三月二十四日

本書には明和五年、乘如上人、安政二年、殿如上人追加の書を附す

と、秀吉、その光昭に従はざるを怒りて、堂宇を焼却し、加ふるに越中幾地尊念寺某及土藏養安寺某を斬る。後、徳川家康、教如上人をして職に復らしむるや、上人更に書を三國に下して、再び御坊を金澤後町に興さしめ、爾來、北國の緇素その門に群集して、教風大に振興せり。

以上寛永四年、當院の香坊、祐念の手記に據る

寛永八年、金澤城主前田利常、城郭擴張のため、現在の地を下付して之に移らしむ。天保六年三月十二日、堂宇悉く祝融の災に罹り、尋て之を再建し、安政二年十一月十六日再び回祿、後、本堂を再建し、同三年、書院、庫裡成る。明治九年三月十二日、本堂三度回祿、同十年再建、現在の本堂是なり。

三 堂 宇

名 稱	建 物 面 積	建 築 年 時
本堂及附屬建物	五五五、二	明治十年
庫裡及附屬建物	六六三、	安政三年
茶所其他建物合	四一五、六	

四 附屬説教場

所在地	創立年月	建物面積
石川郡中興村字倉光	明治十三年九月	三〇、五
同 郡大野村字松	同	二七、
河北郡淺川村字田島	同	四三、
同 上	同	

### 第三十六節 鶴來別院

#### 一 位置及寺域

鶴來別院は、加賀國石川郡鶴來町に在り。寺域面積一千九百坪にして、外に附屬地城八百坪あり。由緒及沿革、明治十三年、當地の信徒相謀りて、佛法聽聞のために堂宇を規め、十九年、之を金澤別院鶴來支院となす。二十七年本堂改築の工を起し、三十二年遷佛式舉行。三十

六年十一月獨立して鶴來別院と稱せり。

#### 三 堂宇

本堂、二百四十坪、庫裡百五十坪、その他附屬建物凡て百六十坪あり。

### 第三十七節 井波別院

#### 一 位置及寺域

井波別院は、越中國東礪波郡井波町に在りて、杉谷山瑞泉寺と稱す。現在の寺域三町二畝三步なり。

#### 二 由緒及沿革

當寺は、本山第五世緯如上人の創立にして、後小松天皇の勅願所なり。傳によるに、永和年中、上人京都の擾亂を避けて越中に遊化し、杉谷の山村に草庵を結び、眞宗の教義を宣布して以て群庶を誘引せり。明徳年中、異域書を朝廷に上る。文字信願、舉朝之を解する能はず、上人博學多識を以て聞ゆ、乃上人を召して之を讀ましむるに、意義始て渙然たることを得、尙上人に命じて之が返書を製らしめ、且つ宮

中に於て大無量壽經を講ぜしむ。天皇其博識を稱して周圍上人の號を賜ふ。上人奏して曰。臣僧堯雲、一寺を越中國八乙女山下に創めんと欲す。希くは陛下臣に許すに四方勸進の擧を以てせんことをと。勅して之を許し、且、定めて勅願所となす。上人闕を辭するに方りて、天皇賜ふに聖德太子自刻の靈像一軀、及宇多天皇御讚の巨勢金岡所畫太子傳繪八軸を以てす。上人郷に歸るや乃勸進狀を製りて、廣く十方有縁の行者に募る。その文、左の如し。本書、寺藏、國寶に指定せらる。

勸進沙門堯雲敬白

諸特蒙衆人恩憐、預諸方助成、祐靈舍供養、敬彌陀三尊、定一結止住、附衆、致六時不退、精勤、專自行化他利益、成行學、恢弘願望、子細狀、

右、彌陀弘誓之船、浮苦海、度衆生、安養法報之國、裝妙台、引群類、四土之教、下界在縁者、衆、弟子、寺入眞門、偏欣淨域、道念難離、生滅遷變之相、在眼前、以易悟、行業難缺、自他解脫之計、善心底、以不休、而去明德、初曆季、闕下旬、暫辭上郡之塵累、遠赴北陸之邊邑、願在幽居之志、屬卜栖息之地、然而無本尊之可恭敬、無寺院之可住持、只致瞻仰於虛空之外、僅擬觀解於禪念之中、雖應不乖法界唯心之眞理、無便子想淨土眞要之靈儀、爰不圖先得一勝地、即越中國都波郡山樂廬內、以此處稱井波、山深兮俗緣倫、里遠兮人事穢、觀念無妨、練行在便、仍聖山腰、拂菻苔、既及立柱之企、兼定願願之字、蓋於此地、在靈水故稱瑞泉寺、觀夫、東望則

在峻嶺之巖、巖、風傳國音之響、北顧亦在長河之滄海、波濤真如之色、或西在靈社高瀨、明神之神、國春花芳、南在蓮守止觀、國服之學、空秋月明、凡佛法繁昌之地、四神相應之砌也、但如弟子者、運々春日、秋蔬食之宿空、銅々秋風、慈薛衣之易破、興隆之思、雖切、困乏之力、雖寡、自非隨檀那之助成者、爭進一加藍之制、願乎、就中、勸誘若限一國者、願望雖遠、大功、然願者、自願、願邦之合力、也、亦仰十方諸人之與善、伏乞都鄙遠近、衆貴、卑賤、信男、信女、千門、萬戶、各同其志、共助此願、不嫌尺木、不棄寸鐵、偏任志之厚薄、不論物之輕重者也、於歲流年不涸、猶溢於山水之浪、安養願、願、爭在免、火之烟、豈如植生前之善種、勞費、夢後之行、粧、然即助成、道俗、信願、上下、現世、百年之間、拂災、難、爭、遊、壽、域、最後、十念之終、除惑、障、爭、致、淨、刹、善、哉、善、哉、勉矣、勉矣、仍所、唱、如、件、

明徳元年八月

勸進沙門堯雲敬白

堯雲は上人の字也。後、幾ならずして堂宇落成、瑞泉寺と名く。初、上人の闕に趨かんとして、杉谷の村を出てんとするや、騎馬地を跑て長嘶し、之を硬てとも前まず、即その地を堀るに、靈泉滾々として涌出す。上人之によりて、此地を稱して井波と名け、寺を瑞泉寺と號せしむ。

天正九年、佐々成政本寺を攻めて、堂宇盡く兵燹に罹り、住職顯秀逃れて京師に奔る。成政乃城を寺趾に築き、前野小兵衛をして之を守らしむ。天正十三年、羽柴秀

吉成政を攻む。成政敗れて、越中悉く秀吉に服するや、秀吉乃顯秀をして國に歸らしめ、地を同郡北野村に與へて堂宇を創めしむ。當時秀吉の下付したる禁制文書左の如し。

(采印)

禁制

越中國北野寺内

一 軍勢甲乙人等亂妨狼籍事

一 放火之事

一 對寺内町人不爾儀申懸之事

右條々整令停止之。訖若違犯之族在之者、速可處嚴科者也。

天正十三年閏八月 日

慶長十八年に至りて井波に復舊す。寶曆五年類焼に罹りて堂宇悉く烏有に歸し。明治十二年再び回祿僅に門と庫裡とを餘すのみ。十三年五月本堂書院大廣間等の再建落成、尋て諸堂宇を越し輪奐舊に復するを得たり。

三 堂 宇

綽如上人勸進狀

(國書)

越中井波瑞泉寺藏



7 碑 上 入 國 畫 片





7 耶 旦 八 國 鼓 舟

計	千九百八十八坪七合一勺
本堂	六七五、九
鐘樓	九
茶所	三五、
鼓樓	九、
臺所	二五、
土藏	四棟 一三六、
書院	八三、四
大門	三九、二
式台門	三八、一
詰所	九四、八二
庫裡	八四三、二九

以上の中、大門口、式台門、臺所門、及土藏は寶曆五年類焼の後再建せしものにして、  
 其他の堂宇は明治十二年回祿の後建設したるものなり。

四 墳墓及舊趾

大谷支院に緯如上人の墳墓あり。上人は、明徳四年四月二十四日行年四十四歳にて當院に遷化し、當時之を築きたるものなり。爾後、本山歴代法主の分骨、及當院歴代の遺骨を納む。

本院の東隣、井波城趾の中に綽如上人の遺趾あり、即瑞泉を涌出したる所にして現に清水を充たし、名て曰浪水といふ。後人、上人の遺跡を慕ひ、此處に草庵を結びて阿彌陀如來を安す。後園には假山泉水あり、風光明朗、四時各趣を異にす。境域三反二十步、建築面積八十一坪七合五勺なりとす。

當院に支院二あり、

一 金澤支院

金澤大衆免井波町にあり、天明五年八月の創立に係る。御堂、庫裡、鐘樓の三棟あり。建物總面積一百〇六坪とす。

二 大谷支院

綽如上人の墳墓の在る所なり。當院の東南四町を隔て、八乙女山麓に在り。堂宇は天保六年五月の建築にして、本堂、客殿、茶所、香堂より成り、建物總面積百〇六坪五合、寺域五畝二十四歩とす。境内眺望に富み、殊に幽邃を極む。

第三十八節 城端別院

一 位置及寺域

城端別院は、越中國東礪波郡城端町大字城端四百五番地に在りて善徳寺と稱す。現在の寺域二町六反一畝七歩なり。

二 由緒及沿革

文明四年、蓮如上人北地に巡錫し、加賀國河北郡井家庄内砂子坂に法印玄眞の遺跡を訪ひて、此處に一字を創建し、名けて善徳寺といふ。是、當院の濫觴にして、上人を以て開基と定むる所以なり。法印玄眞は綽如上人の第四子にして、法名を周覺と呼び、巧如上人華藏閣の號を賜ふ。玄眞の孫に玄永あり、蓮如上人と共に此地に來りて、其後を襲く。是を當院の二世となす。爾來、現今の住職に至るまで十九代を經たり。

延徳四年、實如上人書を蓮眞に與へて、加賀、能登及越中三國の門徒をして當寺に屬せしめ、明應元年、上人更に本寺に命じて、三個國末寺總録となし、宗内の管務

を可らしむ。文龜年中、砂子坂より山本里に移り、第三世實圓此處に逝く。同村因達山に向ふの墳墓を存すといふ。天文二年、更に福満里に移り、永祿二年、又城端に轉ず。城端郷士荒木大膳、城門并に城廓を寄せ、城趾に堂宇を興さしむ。之を現今の境内となす。元龜元年、織田信長大阪の本山を攻むるや、時に當寺第六世空勝頗る武略あり、急を聽きて馳せ赴き、防禦の事に従ひて功勳頗る多し。交戦十年、後信長との和議成るや、教如上人其奸謀を疑ひ、猶石山に留りて守備を修めんとするの意あり。空勝亦之に従ふ。同年七月、教如上人大阪を退くや、信長の怒を避けて居を諸地に移し、天正十年、斐太國を経て越中五ヶ山に入り、三月下旬、潜に城端に來りて當寺に滞留すること數旬、下間按察使、留井佐渡守、及豊前淨善寺之に従ふ。滞留の室、今猶當院に現存せり。

文祿四年、越中一圓前田家の領する所となり、慶長年中、改めて舊來の寺域を前田家より受け、爾來漸次に改築創建して、以て今日の輪奐を成すに至れり。寛政三年九月、第十五代眞央逝きて、爾後六十餘年、住職を缺き、本山より役僧を派して寺務を掌理せしめたりしが、嘉永三年八月、第十六代達亮の住するに及びて、再び之を復するに至れり。

三 堂 宇

一 本 堂

東面安置の本尊は行基の作と傳ふ。延享三年八月、新始。寶曆九年八月、上棟。面積三百二坪二合五勺。願主は當寺第十三世眞誓、及十四世眞勝にして、棟梁は杉山源七なり。

二 大 門

重層樓上釋迦彌勒阿難の三尊を安ず。寛政十二年閏四月、新始。文化六年十月上棟。面積三十四坪なり。

三 鐘 樓

天明元年七月上棟。面積九坪。彫刻は凡て鳥伯の作。第十五世眞央の造營に係る。

四 經 藏

重閣輪藏造。傳大士及普建普成を安ず。明治二十一年九月七日上棟。面積十二坪。

第十八世勝道の造營に係る。

五 其他

庫裡、鼓樓、寶藏、茶所等若干の建物あり。境内幽寂、往古は念佛谷並に燈明ヶ淵の古蹟ありといへども、後世其趾を失ふ。

四 墳墓

城端町字神明島に墓地一反三步あり、嘉永四年前田齊泰の寄付にして、當寺大谷の廟所也。

五 支院

當院に支院二あり、一は金澤支院にして、一は福光支院なり。

一 金澤支院

金澤市土取端城端町八番地にあり。慶長十九年、當寺第六世空勝金澤材本町に掛所を創め、萬治二年、藩主前田利常現在の地三百三十三坪を寄するや、乃材木町より此處に移轉し、町名を城端と名く。享保十六年六月本堂庫裏等回祿、同十七年再建、嘉永三年前田齊泰客殿を寄す。

明治十二年善徳寺掛所を改めて善徳寺支坊と稱し、十七年四月本寺を以て別格別院と定むるや、改めて金澤別院城端支院と稱せり。建物面積、本堂庫裏等合計して百四十六坪四合となす。

二 福光支院

越中國西礪波郡福光町大字福光に在り。天文二年、當寺第四世圓勝、山本より本寺を當地に移し、第五世祐勝更に城端へ移轉して、其跡を以て掛所となす。掛所を改めて支坊となし、支坊を改めて支院とすること、金澤支院に同じ。本堂は明治三十五年の再建にして面積八十餘坪、寺域は三百二十四坪なりとす。

第三十九節 富山別院

一 位置及寺域

富山別院は、越中國富山市總曲輪四百五番地に在りて、現在の寺域、二千二百六十六坪六合八勺なり。

二 由緒及沿革

明治三年、富山藩主、命を下して、領内の寺院を毀ち、悉く之を富山梅澤町に在る數箇寺に合併せしむ。爾後、本山及地方の僧侶、之が復舊を官に請ひ、明治八年、遂に其許可を得て、各舊跡に堂宇を興すといへども、結構不備、亦昔日輪奐の比に非ず。明治十二年、法嗣現如上人、當地巡化の際に方りて、一寺を以て駐錫の處に充つといへども、堂宇狹隘にして法雨に浴する能はざる者幾千人、是に於て地方有志の僧俗相謀り、明治十三年二月、現在の地に富山説教場を創設するに至れり。明治十七年九月、殿如上人、當地教法の不振を憂ひ、説教場を改めて別院となし、大に教學の振起を圖る。明治三十二年八月十二日、祝融の災に罹りて、堂宇悉く烏有に歸し、三十三年三月、現在本堂の工事を起じ、爾來相次ぎて殿舎を再建せり。

三 堂 宇

名	稱	梁	桁	行
本	堂	十四間	十三間	
庫	裡	十間	八間	

書	土	鐘	茶
院	藏	樓	所
九間三尺	二間三尺	三間	六間三尺
五間三尺	五間三尺	三間	五間

第四十節 三條別院

一 位置及寺域

三條別院は、越後國南蒲原郡三條町大字三條大町に在り、現在の寺域一町二反二畝拾歩なり。

二 由緒及沿革

當院は宗義の紛擾を統一せんがために、元祿三年一如上人の創立したまふ所なり。爾來年を逐ふて發展し、堂宇輪奐の美を極め、明治十一年、今上陛下北陸巡幸の際の如きも、當院を以て行在所に充てたまひしが、明治十三年五月二十一日、當地大火の際、類焼に罹りて堂宇悉く烏有に歸し畢れり。明治三十三年四月一日、

本堂再建の工事を興し、三十七年四月二十五日落成、現在の本堂是也。

三 堂 宇

名	稱	梁	行	桁	行
本	堂	十八間		十八間	
食	堂	十一間		十一間	
御	殿	十一間		八間	
臺	所	十五間		六間	
事	務 所	九間		五間三尺	
輪	番 所 <small>二階建</small>	二間三尺		五間三尺	
詰	番 所	二間三尺		四間	
茶	所	四間		八間	
肝	煎 所 <small>二階建</small>	三間		七間三尺	
鐘	樓	三間		三間	

其他若干の建物あり。

四 附屬説教場

當院に附屬説教場一あり、越後國新潟市礎町にありて新潟説教場と稱す。明治十四年六月創立、四十一年三月當地大火の際類焼して堂宇悉く焼失し、同年六月新堂を再建す。本堂、桁行八間二尺、梁行七間二尺、庫裡二階建、桁行三間三尺、梁行六間にして、寺域は一反二畝六歩なり。

第四十一節 高田別院

一 位置及寺域

高田別院は、越後國中頸城郡金谷村大字大貫地内に在りて、寺域高田町中寺町に接續せり。現在の寺域東西八十間南北六十六間餘、面積五千三百二十四坪なり。

二 由緒及沿革

享保八年五月、當地の僧俗相謀りて、本山掛所を此地に創めんとして、之を領主松平伊賀守に請ふ。淨興寺、本宗寺故ありて之を妨げ、領主依違として決する所な

し。是に於て、真宗寺良由東西に奔走し、真如上人の内命を仰ぎて、自ら自坊を退隱し、之に稻田村光明寺の寺跡を移し、之を以て本山掛所となさんとす。然れども領主尙聽かず、良由乃江戸に赴ひ、直に幕府に請願してその許可を得、自坊を退去し、光明寺の寺跡を移して本願寺掛所となす。時に享保十五年三月なり。

同年八月敷地を購入し、翌年堂宇建築の工事を起す。元文二年七月竣切、翌月移徙供養の法會を修す。元文三年、領主松平越中守伊勢桑名に轉し、寛保三年、神原式部大輔當地を領するや、境内を整理して悉くこれを當院に寄す。是より境内の風致大に更る。寛政五年八月大門造營、享和三年九月梵鐘改鑄、文化三年鐘樓、玄關、書院等成り、爾來益堂宇を増設せり。

三 堂 宇

名	稱	東	西	南	北
本堂	堂	十二間	十一間半	十二間	九間半
食堂	堂				

大	鐘	寶	其他
門	樓	藏	省略
八間	三間	二間半	
十一間	三間	二間半	

四 支 院

當院に支院二あり、一を國府支院といひ、一を稻田支院といふ。

一 國府支院は、當國中頸城郡春日村大字五智國分にありて、國分影堂といふ。傳には、承元元年宗祖聖人の當地に謫せらるゝや、木曾義仲の家臣堀德兵衛光政といへるもの、當地に在りて深く聖人に歸し、薙髮して覺圓房最信といふ。後、聖人關東に去るにあたりて、最信この地に一字を興し、覺圓坊と稱せり。

永祿二年一月故ありて越中氷見庄に移り、同年十一月能登鹿島郡下會に轉ず。天正三年、當寺十三代住職淨亮、教如上人に隨ひて、本尊、名號、及光源寺の寺號を賜ふ。是より覺圓坊を更めて光源寺と稱し、當國下、郷虫生村に一字を建立せり。



寶永四年、十六代住職惠雲、領主に請ひて舊地國府に歸る。享保十七年十一月、眞如上人光源寺を以て本山抱地となし、十八年一月、祖影安置の件を許可す。祖影は、宗祖聖人勅免の際自から寫したるものにして、讀文は覺如上人、正信偈の文十二句を記せり。世に之を御滿悅の御眞影と稱す。明治十二年、光源寺と影堂との區劃を明にし、影堂を高田別院支院として國府影堂と稱せしむ。

寺域は凡て五反四畝十三歩にして、本堂は桁行六十四尺、梁行六十八尺、庫裡桁行三十九尺、梁行二十七尺、其他食堂、玄關、鐘樓等若干の建物あり。

二、稻田支院は、當國中頸城郡新道村大字稻田に在り。享保十五年、高田御坊建立の際、當地光明寺の寺跡を移したるを以て、當地の信徒該寺の廢退を嘆き、本山に請ひて堂宇を止め、跡庵といふ。後、復光明寺の號を呼ぶに至れり。明治十一年、高田別院稻田支院と稱す。本堂五十六坪、庫裡、食堂等若干の建物あり。

## 第四十二節 新井別院

### 一 位置及寺域

新井別院は、越後國中頸城郡新井町大字新井に在りて、現在の寺域一町一反六畝十四歩なり。

### 二 由緒及沿革

貞享元年、當地の一末寺、異義骨張の事によりて、家族悉く追放の刑に處せらるゝや、公府、その寺域建物を擧げて悉く之を本山に寄す。一如上人乃之を掛所に充て、以て上越末寺を管理せしむ。是を當院の濫觴となす。延享四年八月、暴風雨の冒す所となり、本堂の破損甚しく、廊下流失して、爲に溺死者を出すに至れり。寛延元年十月、再び暴風の爲に本堂倒潰、二年再建落成。明和三年正月元日、本堂火を失して、烏有に歸し。安永八年七月建設、入佛の式を行ふ。天明元年五月洪水、鐘樓及梵鐘流失。寛政四年現在の梵鐘を鑄造す。同八年庫裡再築。享和三年食堂創立。文化四年正門再築。文政四年鐘樓を再建す。天保十四年四月隣村火を失し、當院類焼に罹りて、僅に茶所と鐘樓とを残す。同年九月本堂を假設し、嘉永五年十月落成。尋て庫裡を興す。明治十一年四月十六日夜、雷火のため本堂以下悉く烏有に歸す。同年九月、今上陛下の北陸巡幸に當り、庫裡を新築して行在所に充つ。翌年九月本堂假

設二十八年十月再建落成、現在の本堂是也。

三 堂 宇

本堂	二二七、五	食堂	五七、一七
鐘樓	四、	庫裡	一二六、七五
茶所	三三、	門(假設)	六、

第四十三節 笠原別院

一 位置及寺域

笠原別院は、越後國中頸城郡高田町大字下寺に在りて本誓寺と稱す。現在の寺域面積二千八百九十三坪、附屬地域六百四十三坪なり。

二 由緒及沿革

傳へいふ、本寺は初、下總國相馬郡布川郷に在りて眞宗寺と稱し、弘法大師の創立する所なりと。後、宗祖聖人、常陸稻田に行化するや、當時の住職深く聖人の徳に

歸し、宗を改めて門弟となり、名を教念房即眞と改む。後、覺如上人關東に行化するや、寺號を改めて本誓寺と稱せしむ。第七代性順、之を信濃笠原の地に移し、第十代超賢更に之を越後五村の里に移す。笠原別院の稱は蓋信濃の地名に因るもの也。後更に現在の地に轉じ、明治十八年本山別院となる。

三 堂 宇

本堂	二八二、	食堂	四九、
經藏	一一、	鐘樓	五、
總門	二二、		

第四十四節 姫路別院

一 位置及寺域

姫路別院は、播磨國姫路市船場地内町に在りて本德寺と稱す。現在の寺域面積

六千六百二十四坪五合九勺なりとす。

二 由緒及沿革

蓮如上人衰老の後、山陰山陽の地の未だ法雨の霑はざるを慨き、弟子空善を遣はして之が教化に従はしむ。空善命を奉じて當地に來り、時の集權の地英賀を以て弘教の中心と定め、四方に奔馳して傳道に力む。是に於て、播陽の庶人靡然として眞宗の教義に歸し、至る所念佛の聲ならざるはなし。上人、之を聽きて大に喜び、明應年間元一云英賀に一字を創立して、衆生利益の宿念を満足す。是を當院の濫觴となす。

豊臣秀吉天下を統一するに當りて、天正十年、當寺第四代證專の室顯妙尼をして寺基を龜山に移さしめ、寺領三百石を寄す。尼は證如上人の息女にして萬姫と名く。是より先、天正五年證專二十四歳にして逝くや、落飾して顯妙と稱し、増進院と號す。慶長七年、教如上人の職に復するや、當寺亦上人に屬して、播磨全國の門末を統轄せり。寺記にいはいはく、

慶長年中、御本寺二派に分れ給ふことあり。一方は教如上人、又一方は准如上人立せた

まふ。此時本徳寺住職顯妙尼公、末寺門徒を集め給ひ、御本寺二派にならせらる。何方に可屬哉、各々の心任せにいたすべしとの給ふ。御門末一同、尼公の御意次第と申上ければ、然らば我は總領家に願ひ、教如上人へ参るべしと仰せ出さる。故に當國末寺一個寺も獨らず、東本願寺教如上人に奉順拜。

と。然るに慶長十四年本徳寺第五代教圓并に姫路城主池田三左衛門輝政、本山と隙あり。爲に教圓隣山に歸參し、名を改めて准專昭什と稱し、龜山本徳寺も、亦輝政の後援に依りて隣山に屬するに至れり。寺記にいはいはく、

教圓、六條表不首尾にて京へ召登され、御寺内發居仰付らる。然るに御寺内を抜出て播磨に下向し、姫路城主池田三左衛門輝政に、京都の條々禁穿の次第一々物語り、實に恨み骨髄に徹して忍びがたし、依て西本願寺に参任して龜山本徳寺を押領すべしと申出さる。輝政も贊て其姻戚たる東本願寺老中下間按察使頼廣、教如上人の御不興を蒙り、閉門仰せ付けらる。依て輝政下向の爲に御赦免の儀申入らるといへども、御許容し給はず。依て頼廣姫路に下り輝政に頼る。茲に於て輝政東本願寺へ對し辯論あれば、遂に教圓を助けて龜山本徳寺以下門末を西本願寺へ轉派せしむ。

と。斯る劇變に遭遇して、本山所屬の本徳寺、中絶すること數年。慶長十八年輝政卒し、元和二年其子利隆亦歿するに及びて、池田氏の所領は本多忠政の襲ぐ所とな

り、元和三年、忠政姫路城主となる。忠政深く本宗に歸し、殊に教如上人と親あり。是に於て當時の法主宣如上人、忠政に屬するに傾下に於ける當派の再興を以てす。忠政乃池田氏の組屋敷地を寄付し、堂宇を造立して、當派本德寺を現今の地に再興す。時に元和四年なり。秋、宣如上人下向して、移徙供養の法會を親修し、顯淨院壽繼を以て第五代の住職となす。慶安三年、姫路城主松平忠次地内町を寄付し、寛文三年、本山船場御坊の稱號を下す。寛文八年、龜山本德寺第六代昭澄の室貞照院良春尼故ありて、末寺三拾六個寺を引率して當派に歸し、姫路本德寺第七代瑛白と親子の約を結びて、永く當院に隱棲せり。

明治十八年八月八日、今上陛下三縣行幸に當りて、當院を以て行在所に充てたまへり。

三堂宇

名稱	梁行	桁行	建築年月
本堂	十七間	十七間	享保三年建再
本堂門	二間半	二間半	元和三年

名稱	梁行	桁行	建築年月
鐘樓	二間	二間	同上
書院	五間	九間半	寛保元年
廣間	九間	十四間	元和三年
臺所	十一間	六間	同上
鼓樓	二間三尺四寸	三間	享保三年
玄關	三間	五間半	寛保三年
新殿	七間	六間半	弘化二年
玄關門	二間半(但釘貫門)		明治四十年
扉重門	一間	二間	同上

其他殿舎省略

第四十五院

當院に支院一あり、濟ヶ岡支院と稱す。飾磨郡荒川村ノ内井ノ口村濟ヶ岡にあり。寶永七年、第八世海澄本堂を再建するに當りて、土地の狹隘を感じ、堂裡に設け

たる本山歴代の分骨の墳墓を當地に移設す。之を支院となす。本堂四十九坪、庫裏三十一坪、客殿六坪にして、境内地域は五百二十八坪、別に墓地千六百十二坪あり。

### 第四十五節 赤穂別院

#### 一 位置及寺域

赤穂別院は播磨國赤穂郡赤穂町五百三十二番地字北組に在りて妙慶寺と稱す。寺域面積五百五十四坪なり。

#### 二 由緒及沿革

當院は始め江戸淺草に在りて妙慶庵と號せり。當時當地の城主淺野内匠頭宣如上人に歸して、萬治元年妙慶庵を當地に移し、妙慶寺と稱して本山の掛所となす。今の別院是なり。

#### 三 堂宇

本堂	八〇・一	庫裡	六四・五
御殿	二二・	廣間	三四・七五

其他若干の建物あり。

### 第四十六節 廣嶋別院

#### 一 位置及寺域

廣嶋別院は安藝國廣嶋市大手町六丁目に在りて明信院と稱す。寺域面積四百四十三坪あり。

#### 二 由緒及沿革

天正八年八月、教如上入紀伊鷺森を出て、和歌浦に退き、大和近江等を經過して、翌月安藝に來り、毛利輝元に頼る。輝元、即一字を創めて上人に寄す。近江慈敬寺證智嗣教智と共に上人に従ふ。後、上人京師に歸るや、寺を教智に附屬す。文祿四年、教智之を廣嶋戒善町に移し、正保元年、更に今の地に移す。敷地は松平紀伊守光晁の寄する所なり。

同四年、改めて本山の掛所となし、明信院と稱せしめ、而して常念寺を以て常輪番となす。萬治二年、宣智法務を執りし時、故ありて松平光晁の破却する所となり。

しが數年にして之を再興し、爾來連綿として現今に至れり。

三 堂宇

本堂八十坪、庫裡四十六坪、その他若干の建物あり。

第四十七節 四日市別院

一 位置及寺域

四日市別院は、豊前國宇佐郡四日市町に在りて、往時は寶相山眞勝寺と稱す、現在の寺域、八反四畝二十四歩なり。

二 由緒及沿革

當院は初當郡山本村に在りて、禪宗虛空藏寺七堂伽藍の隨一なりと傳ふ、慶長の頃、渡邊綱の後裔藏人統綱、入道して専養後に要と改むと號し、弟子良珍と共に之に住す、第二世正明に至りて深く本山に歸し、本尊及寺號を賜はりて寶相山眞勝寺と名く、會大友氏の亂に遭ひて、堂宇悉く烏有に歸し、正明、良珍と共に亂を避けて諸地に轉じ、元和五年八月入寂、嗣正願、後を襲ぎて、萬治年中、寺基を高家郷辛嶋庄四

日市に移す、現在の地是也、延寶三年九月、第四世丹山本堂建築の工事を起し、其餘の殿舎亦年を逐ふて備はるに至れり。

第八世宗順素行正からず、數本山の譴責する所となり、遂に轉派を企つるに至るや、地方西派の僧徒皆之を援け、堂宇を横領せんと欲す、輪番三名、死守して之に抗すといへども、衆寡敵せずして遂にその奪ふ所となる、是に於て輪番之を江戸に訴ふ、寛保三年、公府宗順を遠島に處し、堂宇寺域を沒收して、翌年二月之を本山に下付す、本山之を掛所となし、爾來輪番を置きて寺務を司らしむ、明治元年正月十四日、御許山賊徒の兵燹に罹りて、堂舎寶物等悉く燒失、同六年再建の工事を起し、九年上棟式を舉ぐ、現在の大堂是也。

三 堂宇

本堂は東面にして方十八間なり、大門は梁行八間五尺、桁行七間二尺、其他鐘樓、鼓樓、經藏等亦宏壯なり。

四 附屬説教場

當院に附屬説教場三あり、左の如し。

門司說教場	門司市大阪町二丁目
若松說教場	筑前國遠賀郡若松港字連ヶ濱
行橋說教場	豊前國行橋町字行司

### 第四十八節 鹿兒島別院

#### 一 位置及寺域

鹿兒島別院は薩摩國鹿兒島市新町六十二番地に在りて、現在の寺域一千二百〇五坪二合五勺なり。

#### 二 由緒及沿革

往昔封建の時薩隅の國故ありて眞宗を禁じ、二州の民法縁を絶つもの殆三百  
 年、深信の徒禁を犯して法を求め、往々にして刑辟に陥るものあり、維新の際藩を  
 廢して縣を置くに及びて其禁を解くや、殿如上人喜ていはく、時機至れりと、乃、細  
 川千巖等を遣はして先づ布教の端を開かしむ、千巖等任に就き、市の南端松原町

の民屋を借得し、官許を得て別院を創立す、時に明治九年十一月一日なり、是を當  
 院の濫觴となす、十年の役、連枝勝縁命を奉じ、來りて州民を諭すや、會亂徒猝至、隨  
 員白川慈辨等之に死す、亂定りて後、益布教に力め、十一年六月當院の移轉、建築を  
 企て、九月寺域を現在の地に卜して本堂を假設し、縣下に說教場を置くもの二十  
 餘所、十二年五月、法嗣現如上人の巡教するや、化風大に揚り、兩州の門侶子來雲集  
 す、二十年五月、更に地域を擴張して本堂新設の工事を起し、二十一年六月五日上  
 棟、二十三年春落成、現如上人天牌を親書して之を下し、同年五月慶讃會を修す。

三 堂 宇

名	稱	梁	行	桁	行
本堂	十一間			十三間	
鐘樓	二間			二間	
廣間	六間			十間	
臺所	七間			十間	

在勤溜	二間三尺	十間	四〇八
主務控所	四間	四間	
總會所	五間	六間	
世話方溜	四間	九間	
同	三間	六間	

其他若干の建物あり。

四 附屬説教場

當院の附屬説教場は頗る多く、既に獨立して寺院となりたるもの十箇寺を越ゆ。現在尙説教場たるもの左の如し。

所在地	地域	建物	創立年時
薩摩國鹿兒島市惠比須町説教場	百坪餘	六間四面	明治二十年
同 國川邊郡知寛村字郡説教場	二反九畝七步	本堂十間四面 庫裡七間五間	同 十一年
同 國同 郡同村字鹽屋説教場	九畝	本堂五十二坪 庫裡廿三坪半	明治十二年

同 國同 郡加世田村字川畑説教場	一反二畝廿二步	本堂六間七間半 庫裡九間半二間半	明治十三年
同 國同 郡東加世田村字小松原説教場	四百十五坪	九間四面	同 年
同 國同 郡同村字小港説教場	一畝二反	六間二十間	明治二十一年
同 國同 郡勝目村字上山田説教場		四間半二六間	明治十五年
同 國同 郡揖宿郡石垣村字新屋敷説教場	一反廿二步	六間四面	明治十三年
同 國同 郡今泉村字岩元説教場	九畝十步		明治三十三年
同 國同 郡指宿村十二町港説教場	三畝十八步		明治十七年
同 國同 郡同村穎娃村十町出張所			
同 國同 郡鹿兒島郡谷山村松崎説教場		本堂三十九坪 庫裡二十七坪	明治十六年
同 國同 郡西櫻島村赤水中崎説教場	五畝十一步	三十坪	明治三十二年
同 國同 郡東櫻島村瀬戸説教場	百七十八坪	本堂四間五間 庫裡三間四間	明治十三年
同 國同 郡日置郡日置村帆渡説教場	一反一畝十九步	本堂四十九坪 庫裡二十九坪	明治十一年
同 國同 郡永吉村字麓説教場	七畝十七步		明治十二年
同 國同 郡伊作村字中ノ里説教場	一反六畝六步	本堂六間 庫裡四間	明治十四年



同 國同 郡申木野村字濱浦説教場	六畝二十七步	九間二六間	明治十三年
同 國同 郡同 村字島平説教場	八畝六步	六間二十間	同 年
同 國同 郡大口村説教所	一反六畝十步	本堂十間二七間 庫裡五間二五間	明治二十五年
同 國同 郡菱刈村前目説教場	一反三畝十五步	本堂六間二七間 庫裡四間	明治三十五年
同 國薩摩郡隈之城村東手説教場	二 畝	二十六坪	
同 國同 郡高城村城上説教場	一反二畝		明治十三年
同 國同 郡上飯島里村園山説教場	七畝五步	四十五坪	同 年
同 國同郡下飯島里村蘭牟田説教場	一反一畝十步	九間二七間	明治二十三年
同 國同 郡同 村長濱説教場	九畝十四步		明治三十年
同 國同 郡同 村手打説教場	二百六十五坪	本堂四十八坪 庫裡十三坪	明治二十三年
大隅國鴨志郡東志布志出張所	二畝二十五步		明治四十年
同 國肝屬郡垂水村字濱平説教場	百五十五坪	本堂廿八坪 庫裡十坪	明治二十七年
同 國同 郡始良村町説教場	七畝十一步	本堂五間四間 庫裡二間二四間	明治二十五年

同 國同 郡大根占村神川説教場	二畝十一步	三間四面	明治三十二年
同 國同 郡古江村説教場			
同 國熊毛郡上屋久島村一湊説教場	一 反	本堂七間 庫裡四間	明治二十七年
同 國同 郡北種子村西ノ表説教場	一反八畝	四間二五間	明治三十二年
同 國同郡中種子村野間旭町説教場	四百〇七坪	五間四面	明治三十九年
日向國東臼杵郡日平銅山説教場	百 坪	七間半二間半	明治三十三年
同 國西諸縣小林出張所			
同 國同 郡飯野出張所			

### 第四十九節 函館別院

#### 一 位置及寺域

函館別院は、北海道渡島國函館區元町二十七番地に在りて、往時淨玄寺と稱す。現在の寺域は面積三千九百六十四坪六合七勺なり。

二 由緒及沿革

寛永十八年、渡島國津輕郡福山専念寺第六世住職浄玄、當國上磯郡木古内村に一字を創立して阿彌陀堂と名く、これを當院の濫觴となす。寛文九年、蝦夷蜂起の際、堂宇悉く火災に罹り、後二十一年を経て、元祿二年、専念寺第七世住職瑞玄之を上磯郡泉澤村に再興し、寶永七年更に現今の地函館富岡町に移す。寶曆九年、從如上人、宗祖聖人の畫像を下し、而て専念寺掛所浄玄寺と名く。文政二年九月、回祿直に堂宇を假設し、尋て再建の工事を興して、天保九年八月落成。廣袤、桁行十三間三尺、梁行十四間なり。安政五年、幕府蝦夷の地を開拓するや、本山亦布教を此地に興さんとし、専念寺第十二世嚴證に命じて、浄玄寺を以て本山掛所に更めしめ、十二月公許を得て、本願寺函館御坊浄玄寺と公稱し、爾來、木山より輪番を置きて寺務を管理せしむるに至れり。元治元年公許を得て、浄玄寺の號を廢し、單に本願寺掛所と稱し、明治九年、宗規によりて別院と改む。

同十二年十二月六日夜、當區堀江町現今沙火を失し、當院亦延焼の運に遇ひ、殿堂悉く烏有に歸す。十三年一月、假堂成る、恰も當區道路の改正に際し、當院の寺域、

道路畫線の中に方るにより、元町二十番地、嚴如上人私有の地に移る。即現在の寺域是也。二十一年十月三十一日、日本堂再建の許可を得、尋て起工。二十三年十月落成す。二十七年五月二日、書院、庫裡、鐘樓、茶所、表門等改築の許可を得、直に工事を起し、同年七月三十一日落成。二十九年十月一日、經藏及土藏の建築を請ひ、三十年九月九日許可を得、尋て起工。同年十二月落成。三十二年八月、新書院香部屋の増築落成し、茲に至りて始て別院の形格を成す。當時建築の廣袤左の如し、

名	稱	桁行	梁行
本堂	十七間四尺八寸	十八間三尺	
庫裡	十五間四尺五寸	六間	
書院	八間五尺八寸六分	十一間	
臺所	六間	九間〇三寸	
表門	二間〇七寸五分	二間	
番所	二間〇七寸五分	二間	

本願寺跡要

四一四

茶所	七間三尺五寸	十間三尺六寸
板庫	四間	二間三尺
經藏	二間三尺	二間三尺
土藏	五間	三間
新書院	三間	十三間
香部屋	十三間	二間

明治四十年八月二十五日午後十時、東川町海岸より出火、延いて當院に及び、輪奐の美、一夜にして悉く烏有に歸し、僅に經藏と土藏とを餘す。四十一年四月六日、本堂及庫裡假設を出願し、官許を得て起工、四十二年五月一日落成す。之を現在の堂宇となす。

三 堂 宇

假本堂並庫裡二棟、桁行十七間、梁行六間三尺、之に假臺所事務室等を加ふれば、面積八十一坪あり。

假御殿一棟、明治四十三年五月落成、桁行四間、梁行三間、之に附屬建物を加ふれば、面積二十三坪五勺なり。此外災餘の經藏及土藏を存す、之を現在の建物とす。

四 墳 墓

當區船見町百二十一番地、墓地面積千八百九十五坪八勺あり、高低四段に區分し、明治十六年九月、上段の東南に墳墓を築き、大谷祖墳の形に模し、之に殿如上人の遺骨の一部を納め、四十年十二月、當院住職超真院連枝の遺骨を分納せり。

五 支院及附屬說教場

當院に支院一、附屬說教場二あり。

支院

名 稱	所 在 地	創 立 年 月	建 物 面 積	寺 域 面 積
船見町支院	函館區船見町	明治三七年八月	六二五	五二四、九四

二 説教場

名 稱	所 在 地	創 立 年 月	建 物 面 積	寺 域 面 積
松風町説教場	函館區松風町	明治三三 <sub>年</sub> 一 <sub>月</sub>	六四 <sub>坪</sub> 七五	三〇四 <sub>坪</sub> 六五
海岸町説教場	函館區海岸町	明治三三 <sub>年</sub> 六 <sub>月</sub>	六一 <sub>坪</sub>	

附言、松風説教場は、初鶴岡町に建設し、後音羽町に移し、明治四十年七月更に現今の地に移す。

第五十節 江差別院

一 位置及寺域

江差別院は、北海道渡島國檜山郡江差町大字九艘川町二十五番地に在りて、往時順正寺と稱す。現在の寺域二千七百四十七坪八合七勺なり。

二 由緒及沿革

承應二年、福山尊念寺第六世住職淨玄、江差に一字を創立し、弟子順正をして寺務を司らしめ、稱して尊念寺掛所順正寺と稱す。宣如上人、本尊等を賜ふ。延寶六年

火災に罹り、堂宇悉く烏有に歸し、元祿六年、尊念寺第七世住職瑞玄之を再興す。一如上人、宗祖の畫像を賜ふ。天保六年七月一日、再回祿、同十年八月、現今の地に移轉して之を再建せり。明治十二年二月、改めて本山の別院となし、本願寺別院順正寺と改め、輪番を置き、法務を掌理せしむ。明治十四年三度回祿、同年十二月十日、本堂庫裡を假設し、明治廿三年八月、本堂再建の許可を得て、廿五年五月三十一日落成。二十六年十一月廿八日、順正寺の號を廢して、單に本願寺別院と改稱せり。

三 堂 宇

名 稱	桁 行	梁 行	建 築 年 月
本 堂	十五間	十五間	明治二十五年五月
太子堂並庫裡	十一間三尺	十一間	明治十四年十二月
客 殿	四間三尺	四間	同 上
假 鐘 樓	二間	二間	
本 門	三間三尺	三間三尺	
臺 所	四間三尺	十間	

第三編 現勢、第七章 寺院下

庫

三間

四間

四 附屬説教場

當院に附屬説教場一あり

名稱	所在地	創立年月	建物面積
茂尻説教場	江差町字澤茂尻町	明治三六、一	四二

第五十一節 札幌別院

二十六年十一月五日、札幌別院の創立に當り、本願寺の教義を弘めんと欲し、乃ち札幌別院は、北海道石狩國札幌區山鼻町に在りて、現在の寺域、八千七百七十六坪あり、寺域の南に、明治三十二年三月、山鼻町の地を以て、本願寺別院として、明治三年、新法主現如上人北海道開拓の内命を受け、三年三月京都を發し、七月

廿四日札幌に入りて、平原一帯の地を巡視するや、二字を此地に創めんと欲し、乃ち之を官に請ふ、官直に其請を容れて、現在の地二千坪を下附し、十月假堂を營みて、輪番を置く、是を當院の濫觴となす、四年六月、官更に一千六百坪の地を加へて、寺域を發展せしめ、札幌本府本願寺管刹と稱し、當時の長官此地に榜して、勅賜本願寺管刹と記す、上人自ら榜側、に赤松一株を樹へ、以て後の紀念に供ふ、  
明治十年十一月、官に請ひて、更に五千七十六坪の拂下を受け、大に境域を發展す、二十五年、本堂及諸堂宇の配置を改め、更に修繕を加へ、卅三年、書院及詰所を建築し、爾來土木を盛にして、漸次體面を改むるに至れり。

三 堂 宇

名稱	桁 行	梁 行
本 堂	十四間	十四間
附 向 拜 堂	七間	一間二尺
古 堂	九間	九間

附向拜	二間	三尺
庫	十七間〇五分	七間
書院	六間三尺	七間五尺
輪番所	五間四尺	十間一尺
茶所	六間	五間五分
詰所	十三間	三間三尺

當院に支院二附屬説教場三あり

當院に支院二附屬説教場三あり  
 一、支院 旭川  
 二、支院 旭川  
 旭川に在り、札幌別院旭川支院と稱す。明治廿四年七月、始て此地に布教を試み、漸く信徒の増加するや、廿六年三月説教場の新設を企て、釣橋通に於て七拾間四方の地を官より借得し、本堂及庫裡を創設して、旭川説教場と稱せり。三十二年、借地付與の許可を得、本堂を増築して、方九間となり、書院及

其他の組合を興し、十二月三日説教場を改めて札幌別院旭川支院と公稱せり。

所在地	創立年月	建物面積
札幌區南四條西一丁目	明治廿二年二月	七〇坪
同北九條西二丁目	明治卅五年二月	四二坪
同北三條東三丁目	明治四十一年九月	四六坪

第五十二節 釜山別院

一 位置及寺域

釜山別院は朝鮮釜山西町一丁目七番地に在りて、現在の寺域九百六十八坪二合八勺なり。

二 由緒及沿革

當院は明治十年十一月創立する所なり。傳へいふ、往古天正年間、美濃國に奥村

掃部介といふものあり、教如上人を禮して薙髮し、法名を淨信と稱し、朝鮮に入りて一字を釜山に創建し、釜山海高徳寺と名く、是を本宗に於ける海外布教の濫觴とす。淨信、晩年に至りて肥前唐津に歿す。明治十年、外務卿寺嶋宗則、内務卿大久保利通を介して、本山に勸むるに朝鮮開教の事を以てす。本山乃往昔の因縁によりて、淨信の後裔奥村圓心等を派遣し、當時の管理官に乞ひて參判官官舎を借り、本願寺出張所と稱して、朝鮮の傳道に着手す。是を當院の濫觴となす。當時布教の方法として、一は小學校を興して兒童に教育を施し、一は釜山慈善教社を組織して貧民救護の方法を講ぜり。小學校は即現今の公立小學の萌芽をなしたるものにして、慈善教會は現今當港に於ける慈善事業に對して、悉く關係を有するに至れり。十一年一月、韓語學會を開設し、七月、婦人會の組織成る。

同年十二月、官裁を得て大谷派本願寺釜山別院と公稱し、奥村圓心を以て輪番心得となす。爾來屢輪番の交替ありといへども、當地の布教は日を送りて發展し、當院の基礎亦漸く固く、十二年圓心、元山津に布教所を開設したるより、漸次に諸地に支院若くに布教所を設け、現時に至りて五個の別院及三十一の布教所を有

するに至れり。

三十四年、鐘樓新築、梵鐘太鼓共に備はる。廿九年十一月、草梁に私立學校を起して、韓人教育に従事し、三十年二月、釜山幼稚園を創め、三十二年圓心の妹五百子との遺志を繼ぎ、日本婦人會を組織し、夫に勤儉奉公の旨を奨勵す。三十四年、本堂書院の屋根を改む。三十六年十月、固城郡統營に韓人教育を目的とせる私立學校を設け、同年十一月、草梁の學校を改めて布教所となし、三十七年二月、釜山火葬場を新設す。三十九年七月、梁山通度寺に日語教育場を設け、八月、太多浦韓人實用學校、名譽校長の依屬に應ず。

四十二年、釜山通度寺に日語教育場を設け、八月、太多浦韓人實用學校、名譽校長の依屬に應ず。

四十三年二月、影島布教所落成、更に龜浦、洛東、金海、勿禁、梁山、東萊を兼ねて龜浦に布教所を設け、別に金海に亦之を新設せり。

三 堂宇は唯一棟にして長三十四間、横八間なりとす。

四 當院の管轄は、北は大邱、西は晋洲、東北は浦項、蔚山等を以て限りとす。然して、既

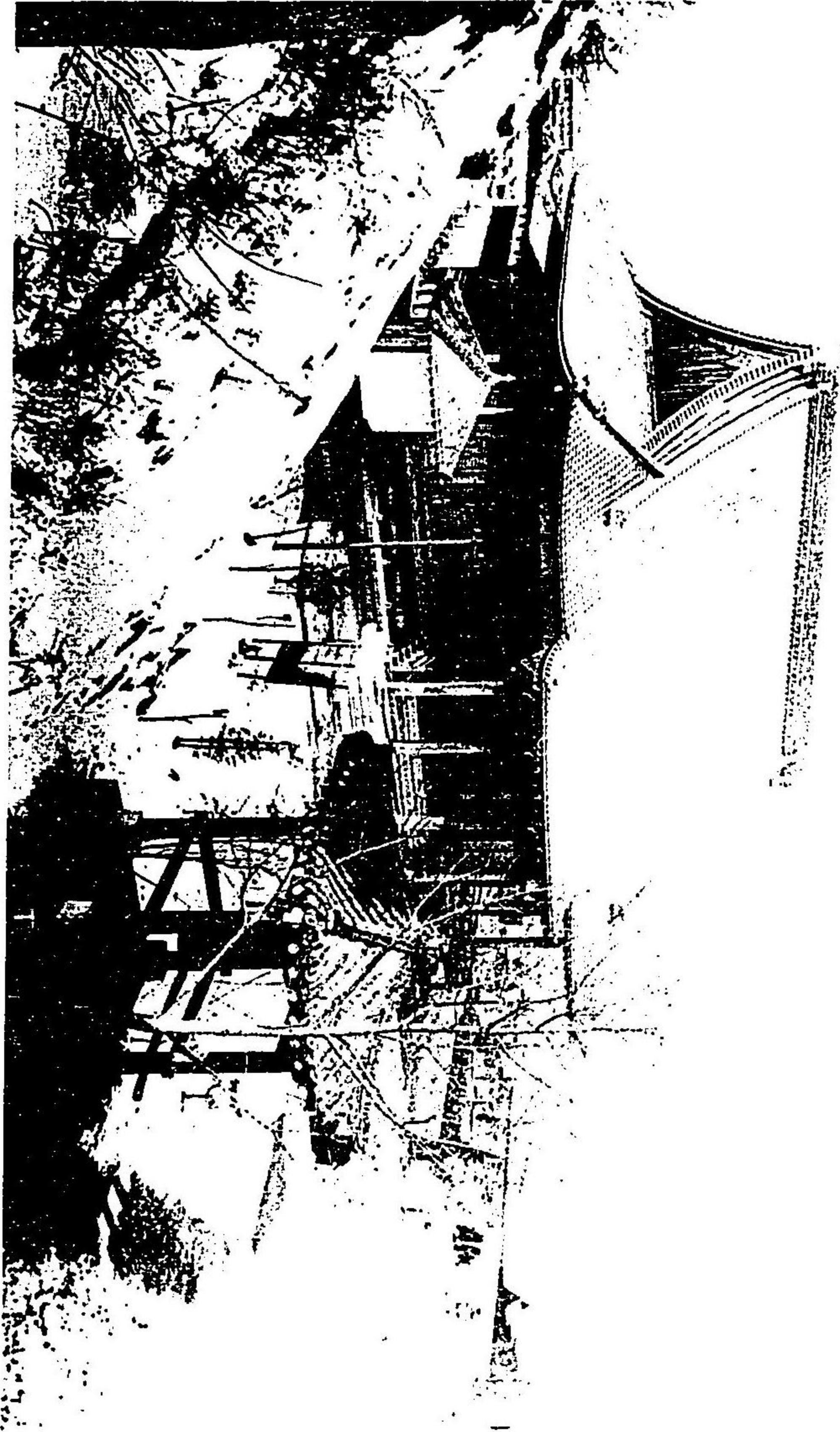




張す、當時の地域五百四十六坪、建物面積六十六坪なりといふ。二十八年二月、釜山別院京城支院を改めて京城別院となし、同時に釜山別院仁川支院を以て當院の支院と爲す。

三十年、本堂建築の議成るや、韓國皇帝及皇太子金員を下賜して之を助け、三十年五月十三日、和將臺の地を平げて本堂假設の工事を起し、八月四日上棟、十一月九日落成、建築面積凡て九十坪なりとす。十二月二日、英親王及嚴妃より公使館を経て金圓を下付し、同く本堂建築の資に充てしむ。三十五年十月、韓人教會を開設し、専ら鮮人の布教機關となす。

三十八年五月六日、本堂建築の工事を起す。七月二十六日、韓國皇室再び金員を下付して工事を助く。三十九年七月二十日立柱、八月十九日上棟、十一月に至りて落成、十七日移徙供養の法會を修む。韓國皇帝勅使を遣して之に列せしめ、且つ賜ふに大韓阿彌陀本願寺の宸書及金員を以てし、伊藤統監以下、日韓兩國の官民群集して盛大を極む。此間に在りて、各地に布教所を設置して兩國の人民に傳道し、幾多の社會事業を興して救濟の實を擧ぐるに力む。



京 旗 照 本 堂

四十年七月、砥平郡龍門山に於て古鐘一口を購得す。鐘は原龍門山菩提寺の藏にして、該寺は新羅朝敬順王の創建する所なり。鐘も亦創建當時の鑄造に係るものにして、後該寺の塔頭上元寺の有に歸し、今年暴徒蜂起して上元寺亦回祿するに及び、該鐘遂に當院の有に歸するに至る。考古學者の鑑定によれば、鑄造以後約八百年を經過したるものにして、韓式と支那式とを折衷し、未だ他に其類を見ざる所なりといふ。

四十二年七月、先に韓皇帝の下賜に係る大韓阿彌陀本願寺の宸筆に、玉印捺下の通牒あり。附書にいはく、

拜啓、光武十年我、太皇帝陛下ヨリ御書下賜セラレタル貴本願寺ノ額ニ、今度御別號章ヲ捺シ賜リ候ニ付、茲ニ以テ献上候間、祇受相成度願上候。夏期御

安寧ヲ祈ル。隆熙三年七月二十八日、承寧府總管三趙民熙、本願寺御中、

三 堂 宇

本堂は方十三間、面積百七十坪にして、伽藍造、用材は悉く檜木を以てす。明治三十九年の創立なり。本堂の後方に庫裡あり、明治三十三年の創立にして面積九十坪なりとす。其他數棟の建物ありて、漢城南山の麓に一廓を爲す。

名	位	置	創立年時
太田布教所	忠清道		明治四十年
鳥致院布教所	同		同
水原布教所	京畿道		明治四十二年
龍山布教所	同		同
公州布教所	忠清道		同
清州布教所	同		同
開城布教所	京畿道		明治三十八年

安州布教所	平安道	明治四十三年
新義州布教所	同	明治三十九年
安東縣布教所	清國滿洲	明治三十八年
砂利院布教所	黃海道	明治四十三年

第五十五節 元山別院

一 位置及寺域  
元山別院は朝鮮元山西町一丁目にあり、現在の寺域面積七百餘坪、附屬地城三百餘坪なり。

二 由緒及沿革  
明治十三年五月、元山開港場の基礎定まるや、本山釜山別院輪番奥村圓心をして此地の開教に従はしめ、且別院を興さしむ。當時は尙在留邦人僅に百戸數亦三十餘に過ぎず、圓心乃鮮人の家屋を借り、漸く開教の緒に就きしが、後、居留地形勝

の地一千餘坪を借ることを得て、別院建築の工事を起し、十四年四月遷佛の法會を舉行するに至れり、其後鮮民の暴動及本山の財務整理等によりて、一時閉鎖の悲運に陥りしが、十八年に至りて、本山再び復活の法を講じ、釜山別院元山支院として開設し、境内に小學校を新設して、傍教育の方面に従事せり。日清戦役の際再び窮境に陥りしが、管務者の處理宜を得て之を持續し、役後大に發展して、三十四年復獨立して元山別院と稱するに至れり。四十一年幼稚園を新築し、實業補習學校を興し、別に興仁日本語學校を創立して、鮮人の教育に力む。

三 堂 宇

本堂七間四面、書院五間に三間、庫裡亦之に同じ、その他位牌堂、鐘樓等若干の建物あり。

第五十六節 木浦別院

一 位置及寺域

本浦別院は、朝鮮木浦務安通四丁目に在りて、現在の寺域三千七十九平方米突なり。

二 由緒沿革

明治三十年十月一日、木浦の開港せらるゝや、本山直に布教使を派遣し、三十二年八月堂宇を假設して、釜山別院の支院となす。三十三年別に小學校を創設して、兒童教育に従事せしが、故ありて之を居留地會に讓與し、爾來専ら布教に力む。三十七年十月現在の地を購得して、更に堂宇を興し、四十年十二月支院を改めて木浦別院と稱す。

三 堂 宇

本堂	一、二、六	玄關	四、五
庫裡	一、二、五	納屋	一、五

本願寺に附屬布教所二あり

一 光州布教所

明治三十年當地の民屋を以て布教所に充て、之が傳道に着手し、後堂宇を興し

てその一半を實業學校に充てたり爾來當地の繁榮に赴むくと同時に布教亦漸次に發展して將來益望多し

二 榮山浦布教所

明治四十年六月開教に従事し四十三年五月布教所となす

第五十七節 天津別院

一 位置及寺域

天津別院は清國天津日本租界福島街字海光寺に在り現在の寺域面積四百四十坪附屬地城二千四百四十八坪なり

二 由緒及沿革

明治三十三年北清の役終るや當地在留の邦人頗に増加せしを以て三十六年四月始めて開教に従事し東南城角大慈庵を以て布教所に充つ同年八月開口大街裏九道溝に移轉し三十七年六月天津本願寺布教所と稱す四十年八月現在の地に堂宇を興して之に移り四十一年三月布教所の稱を改めて天津別院と名く

三 堂宇

堂宇は本堂及庫裡より成り外部練瓦内部は木造なり

第五十八節 上海別院

一 位置及寺域

上海別院は清國上海虹口武昌路第三號にあり清人は呼びて東洋廟といふ現在の寺域は一畝六分二毛なりとす

二 由緒及沿革

明治七年本山小栗栖香頂等をして當地の開教に従事せしむるや香頂等英租界河西路の洋館を借得しこゝに布教の端緒を開き同九年に至りて當地英租界北京路を下して別院を建設し八月二十日開院の式を舉ぐ即支那曆光緒二年七月二日なり品川領事以下來會者一千人を下らず龍華寺の僧空山亦十八僧を領して來り會す當時の建築は樓の上下に二十五の房ありて中央の一區横八間堅六間の室を以て佛殿となせりこの時に方りて當院内に江蘇敎校を設置し支那

開教の人材を養成せり。

明治十一年四月、米租界乍浦路に入畝八分五厘六毛の地を買収し、同十五年八月、徐氏と土地の交換をなして、房舎新築の準備をなし、十六年五月二十二日起工、七月二十三日落成二十九日此處に移轉し、九月移徙供養の法會を營む。當時の建築は純然たる支那式にして、本堂の前兩側に庫裡を設けたりといふ。

三十一年十月、從來の建築を改めて、更に土木工事を起し、翌年四月落成、四十年に至りて更に建築を企て、四月工事を起し、翌年三月新堂に遷り、舊房は之を當地の日本俱樂部に充用す。四月十五日移徙供養の法會を營み、本山使僧を派して之に列せしむ。現時の本堂即是也。

### 三 堂 宇

現在の本堂は、面積三十坪なりとす。



4  
5  
6  
7  
8



## 第八章 僧侶

### 第一節 僧侶の區別

本山の住職度式を授け、度牒を與へたるものを眞宗大谷派の僧侶となす。得度は佛門諸宗の通規にして出俗入眞の法式なり。本宗に於てはその要師弟の約を定むるに在るものとす。

一派僧侶の中に於て、本山の住職を嗣ぐべきものを新法主新々法主又は新門跡新々門跡と稱し、資格住職に嗣ぎ、住職事故ある時は其職務を代理するものなり。門跡の二三男等は連枝と稱して弟子分中の上班とし、連枝の子孫等、連枝に准ずべきものは准連枝と稱して、資格連枝に准するものとす。而てその他の一般僧侶は某寺(所屬寺)の衆徒と稱せしむ。得度は准連枝以上に加ふる者は本山住職の特權を以て之を度し、その他衆徒に加ふるものは、其情願によりて試験調査の上、一派の法例を遵守して終身教義に従事すべき旨を誓約せしめ、而て後之を度するものとす。

本宗の僧侶は戒律を持たず禪定を修せず、蓄妻啖肉、其相在家に似同すといへとも剃髮染衣化他の重任を負ふものなれば、殊に操行を正しくせしめ、若放逸の所業あらば之を懲誡す。

### 第二節 僧綱僧位

僧綱僧位は、弟子分中に於て之を補し、教師の職務を行ふものとす。その等級及稱號左の如し。

- 第一級 大僧正 第二級 權大僧正
- 第三級 僧正 第四級 權僧正
- 第五級 大僧都 第六級 權大僧都
- 第七級 僧都 第八級 權僧都
- 第九級 律師 第十級 權律師
- 第十一級 法師位 第十二級 滿位
- 第十三級 入道位

此中權律師以上を僧綱とし、法師位以下を僧位として、管長之を進退するものとす。

### 第三節 現在の僧侶

現在僧侶統計左の如し。

(明治四十一年現一月在)

族別	教師		非教師		合計
	華族	士族	平民	計	
華族	八	一一	四八	一一、七三五	一一、七八三
士族	八	一一	四八	一一、七三五	一一、七八三
平民	八	一一	四八	一一、七三五	一一、七八三
計	八	一一	四八	一一、七三五	一一、七八三

### 第九章 門徒及信徒

#### 第一節 現在の門信徒

本宗の教義を遵奉して派内末寺の檀那となり、該寺門徒の名籍に編入する者を眞宗大谷派門徒と稱す。其本山の直檀那たるものも亦之に同じ。寺檀の間に於ては、檀那寺を手次寺と稱し、檀那を手次門徒と稱して、門徒は本山の認可を経ずして、明りに手次寺を改轉することを得ざるものとす。而して他宗派の檀徒、又は派内の門徒にして、手次寺に非る他の寺院に歸向するものは、之を該寺の信徒と稱して、手次門徒に準ぜしむ。

現在の門信徒左の如し、

府縣	檀家戸數	檀家人口		信徒人口		計
		男	女	男	女	
北海道廳	二〇,五九九	五九,二八四	五〇,二四七			一九〇,五三二
東京府	三九,六八四	八三,三三六	七三,四一九	一七六		一五六,八三三

(明治四十一年一月現在)

府縣	檀家戸數	檀家人口	信徒人口	計
京都府	二二,七〇〇	三三,三三〇	二八,三〇二	六一,五五八
大阪府	四六,六六六	一三四,七三八	一一四,八〇四	二四九,六三七
神奈川縣	五,九一六	二〇,〇四〇	一四,一三一	三四,九一九
兵庫縣	三三,九四八	六七,七九〇	五七,三三七	一二五,一六七
長崎縣	二六,〇〇四	三〇,〇二四	二二,三五四	五三,三九七
新潟縣	一一三,五四四	二五七,六八八	二〇二,四三三	四六〇,〇二〇
埼玉縣	一〇,五八八	一〇,五八八	二,五九九	六七,一五
群馬縣	一三,〇一一	三,七五一	三,一九六	六九,四七
千葉縣	一,四八一	二,〇九八	一,八五九	三,九五七
茨城縣	七,五七七	三,三八五	一九,四三三	四三,五三三
栃木縣	一,三七〇	三,四三五	二,九一七	六,三三三
奈良縣	五,一五五	一四,八五六	一二,六五九	二七,五一九
三重縣	三〇,六三九	五九,四七四	五〇,六二七	一一〇,一一一
愛知縣	二六,二二四	四三,四一四	二八,五〇八	七一〇,九〇三

第三編 現勢、第九章 門徒及信徒

熊本縣	佐賀縣	大分縣	福岡縣	高知縣	愛媛縣	香川縣	德島縣	和歌山縣	山口縣	廣島縣	岡山縣	鳥根縣	鳥取縣
二四,四五三	二八,六七七	四一,一六二	四八,五三三	二一,三〇〇	三九,四五五	八八,四四四	一,一八九	一,二五六	六,三三三	九,九九四	二〇,二四二	七,七六六	三,八四四
七,四五六	五,三九三	一九,九九三	一三,九六三	六,二二二	一一,三三五	二五,四〇〇	四,〇一五	三,六三三	一,七三三	四〇,八六〇	五,八〇九	二五,八三八	九,四六五
六,〇〇八	三,〇〇一	一〇,一〇七	一一,二一〇	五,三三三	九,六九〇	一一,七三三	三,四二二	三,〇八五	一,九二二	二六,一四七	四,九四三	二一,六六五	八,〇六一
三〇	三〇	三三	三三	三二	三二	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
二五六	三四九	二九五	二九五	二九五	二九五	二九五	二九五	二九五	二九五	二九五	二九五	二九五	二九五
三三,〇〇〇	八,三九四	三三,七二〇	三三,九〇九	一一,三三二	二一,〇六二	二二,一三三	六,四四六	六,四〇九	三,二四四	六,七〇七	一〇,三三三	四,七〇二	一,三三三

四四一

富山縣	石川縣	福井縣	秋田縣	山形縣	青森縣	岩手縣	廬島縣	宮城縣	長野縣	岐阜縣	滋賀縣	山梨縣	靜岡縣
五,六八一	二〇,八二〇	三〇,五三三	一一,二五六	一四,四六二	八,三五七	四,三五六	三,九五〇	二,四五三	一〇,七六〇	六,四三二	四,七九二	二,五一一	六,六五〇
一六,三八四	三,九三三	八,八四八	三,三三〇	四,二〇八	三,八二〇	一,三三三	一〇,八二二	七,〇八一	三,一〇九	一七,九六三	一三,〇〇〇	八,九七六	一,九一七
一三,九五六	二,七三二	七,四七二	二,〇七二	三,五五九	二,〇七二	一〇,四三二	一〇,七七一	六,〇一七	二,六四二	一五,三〇三	一一,〇六三	七,六三三	一,六四四
五〇	五	五	五	五	五	五	九	五	二〇	三	三	三	一,八三三
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
三〇,〇〇〇	三,七二七	三,七二七	三,七二七	三,七二七	三,七二七	三,七二七	三,七二七	三,七二七	三,七二七	三,七二七	三,七二七	三,七二七	三,七二七
三〇,〇〇〇	三,七二七	三,七二七	三,七二七	三,七二七	三,七二七	三,七二七	三,七二七	三,七二七	三,七二七	三,七二七	三,七二七	三,七二七	三,七二七

本願寺徒

四四〇

宮崎縣	1,200	5,121	4,421			9,642
鹿兒島縣	2,550	7,193	6,356		1,345	13,451
大計	9,636	27,611	23,946	1,046	5,356	49,637

### 第二節 講頭、商量員

大谷派門徒の中に於て、從來の家格又は相當の資産を有し、而も宗教護持の志篤き者を選び講頭及商量員を依頼し、坐次は一般門徒の上に列せしむ。之に左の名稱あり。

- 總講頭 講頭
- 講頭格 准講頭
- 准講頭格 商量員
- 商量員格 准商量員
- 准商量員格 准商量員

現在全國の講頭、商量員左の如し。

明治四十三年十二月現在

國名	講頭	講頭格	准講頭	頭准格講	商量員	員商格量准	員商員准商量	員員准商量	計
山城	1		20	5	9	3	8	4	6
大河	1		3		4		4	1	3
和泉	3		1		2	5	1		3
攝津			3		9		4		3
伊賀			1		1	5	4		1
伊勢			4		7	7	2	6	1
志摩			1		1	5	2	1	1
尾張			9		5	5	2	1	1
三河			3		5	7	2	5	2
遠江			1		4		2	1	7
大計			20	5	9	3	8	4	6





### 第十章 法要

本宗の法要は、平素晨昏の勤行、年中の定會、別法會、葬儀、年月忌等、日數の長短、儀式の輕重ありといへども、其勤行は大略經文或は偈頌等を誦讀して佛徳を讃嘆するものなり。中に於て酬徳會の如きは佛恩と同一く天恩を報酬し、報恩講の如きは佛徳と共に師徳を奉讃するものなりといへども、其報恩の意義に至りては、異なる所なし。

#### 第一節 誦誦依用

無量壽經	觀無量壽經	阿彌陀經	願生偈
歸三寶偈	往生禮讚偈	伽陀	正信偈
文類偈	和讚	念佛	回向文
御文	報恩講式	歎徳文	表白文
願文			

#### 第二節 年中定例法要

年中定例法要左の如し。

先帝御忌日	龜山天皇御忌日	報恩講	列祖會
太子會	圓光大師會	彼岸會	孟蘭盆會
修正會		一月 <small>從一</small> 至 <small>七</small> 日	
如信上人		一月四日	
嚴如上人		一月十五日	
覺如上人		一月十九日	
圓光大師		一月二十五日	
孝明天皇		一月三十日	
實如上人		二月二日	
聖德太子		二月二十二日	

而て目下本山兩堂に於て營む所の年中定例法要の月次表左の如し。



乘如上人

同日

善如上人

二月二十九日但二引十五

彼岸會

三月

慧燈大師

三月二十五日

相續講員死亡者讀經

三月二十九日

一如上人

四月十二日

琢如上人

四月十四日

東照宮

四月十七日

綽如上人

四月二十四日

酬德會

五月從一至五日

常如上人

五月二十二日

妙寶院宮

六月四日

存如上人

六月十八日

從如上人

七月十一日

孟蘭盆會

七月十四日

盆會經

七月十六日

宣如上人

七月二十五日

證如上人

八月十三日

彼岸會

九月

相續講員死亡者讀經

九月二十九日

眞如上人

十月二日

教如上人

十月五日

龜山天皇

十月十二日

巧如上人

十月十四日

顯如上人

十一月二十四日但引上月

達如上人

十一月四日

大織冠鎌足公

十一月十七日

報恩講

十一月從二至十八日

### 第三節 年忌法要

本山に於て定めたる年忌法要左の如し。

一周忌 三年忌 七年忌 十三年忌 十七年忌  
二十五年忌 三十三年忌 五十年忌 以下每五十年

## 本願寺誌要 終

茲に 宗祖見眞大師六百五十年の忌辰を迎へたるにより、將に先軌に率ひ、嚴儀の法筵を修められんとす。一派の緇素、遺恩を追懷して廟堂に詣するもの必ず多く、中外の人士、この勝縁によりて寺門を叩かるゝもの亦鮮からざるべし。中に於て、頗る本山の狀勢を知悉し、宗義の概要を了知せらるゝものあるべしと、雖も、或は一宗の成立を問ひ、一派の現勢を知らんことを需めらるゝものなきにしもあらざるべし。是に於て、聊この要求に應せんと欲し、この法筵を機會として、この書の編輯を企畫せられたり。法務に、造營に、匆忙の間、誌料の蒐集未だ洽ねからず、編章の組織鍛練に暇あらず、字句の削潤猶妥當を闕くの嫌なしとせず、更に餘日を假りて完璧を求むるの意ありと雖も、法筵の期日方に迫れり、一校の上、之を排印に付すと云

爾

明治四十四年四月一日

本願寺誌要編輯委員長 大谷 瑩 亮 識

三

明治四十四年四月七日印刷  
明治四十四年四月十日發行

(非賣品)

京都市下京區常葉町壹番地

編輯兼發行者 大谷派本願寺誌要編輯局

右代表者 安 藤 宣 成

京都市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷者 青 木 弘

京都市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷所 株式會社 秀英舍 第一工場

本願寺誌要正誤

頁	行	誤	正	頁	行	誤	正
三六	一三	道名初四	初名道西	二〇〇	五	被仰ノ下	出ヲ脱ス
三八	一	きこしめノ下	シテ脱ス	同	七	櫻柳ノ下	雪ヲ脱ス
六四	八	増上寺とノ下	對テ脱ス	二〇二	四	羅山ノ下	侯ヲ脱ス
同	一四	したるもノ下	隠テ脱ス	二八三	一三	沖繩ノ下	縣ヲ脱ス
六五	一四	延いて	延いて	二七四	四	成ノ下	興ヲ脱ス
六八	七	朝廷	朝廷	同	六	水ノ下	原ヲ脱ス
九六	一	興正ノ下	寺ヲ脱ス	二九〇	九	福井別ノ下	院ヲ脱ス
同	一四	加ノ下	賀ヲ脱ス	三〇〇	一〇	地方ノ下	維持ヲ脱ス
九八	五	録したるノ下	ものヲ脱ス	三一一	二	東西	東西
一一二	四	七女	七子	三三〇	六	明字	明治
一二四	三	正六位	正九位	三五九	一〇	由緒及ノ下	沿ヲ脱ス
一二六	八	拾抄芥	拾抄芥	四〇八	三	合所ノ上	總ヲ脱ス
一八八	一	使僧ノ下	派ヲ脱ス				

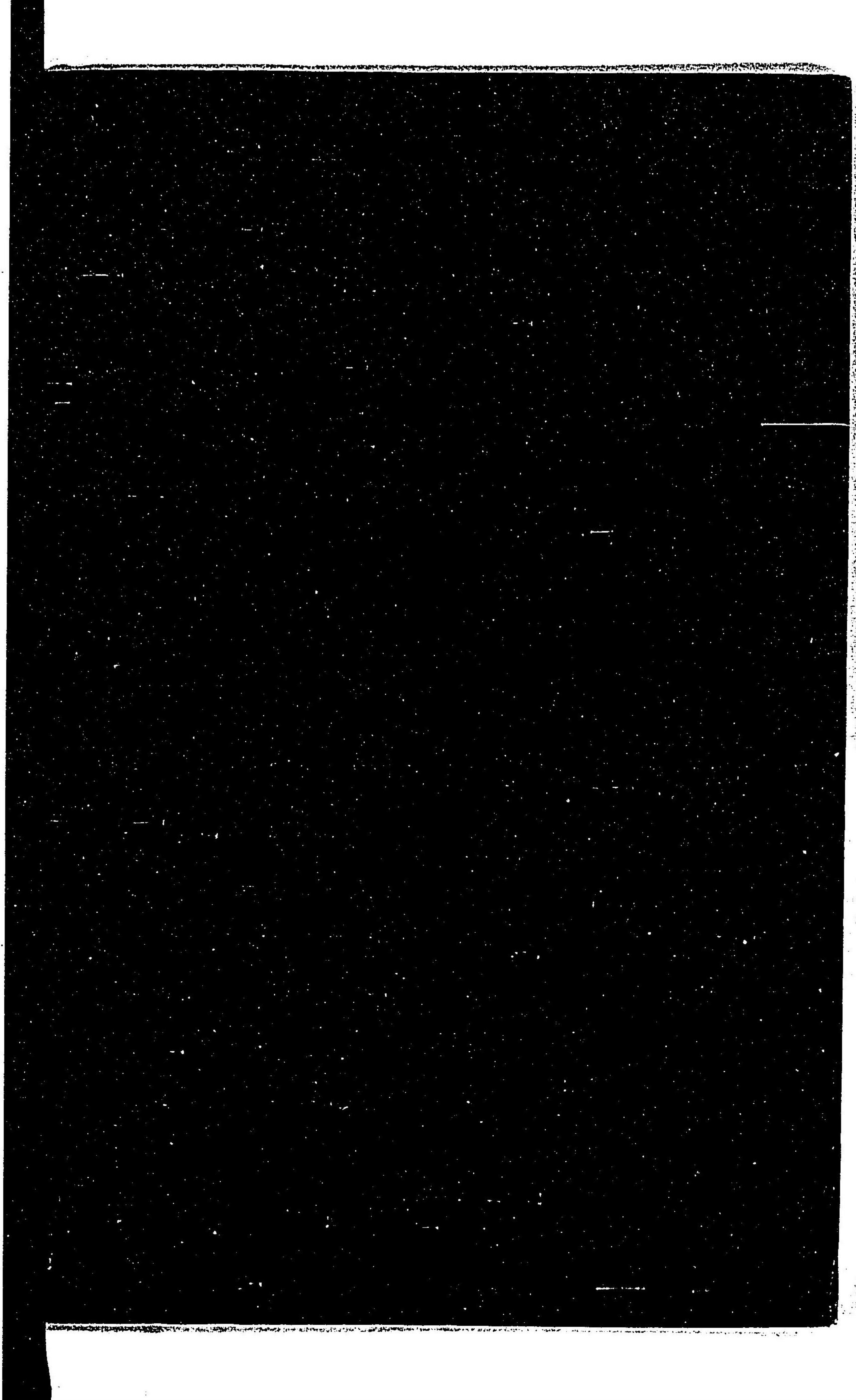
壬午年七月

西山下松毅成

之章 法 光 演 氏

家 昭

孫 子 傳 家 安



188.75  
Si498h

M

019119-000-8

188.75-Si498h

本願寺誌要

大谷派本願寺誌要編輯局

M44

ABF-2665

